

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
1	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強いまちの形成</p> <p>第1 風水害に強いまちづくり</p> <p>1 風水害 <u>に</u>強いまちの形成</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 2-1 の抜粋</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	1	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強いまちの形成</p> <p>第1 風水害に強いまちづくり</p> <p>1 風水害 <u>等</u>に強いまちの形成</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 2-1 の抜粋</p> <p>1 風水害等に強いまちの形成</p> <p>（略）</p> <p><u>県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</u></p> <p>（略）</p>	県地域防災計画変更の反映
1	<p>2 治水対策の実施</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	1	<p>2 治水対策の実施</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	
1	<p><u>（新設）</u></p> <p>（3）市民 <u>への</u>周知</p> <p>市は、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成等により、河川の危険箇所や浸水想定区域を市民 <u>に</u>周知する。</p>	2	<p>（3）流域治水の推進</p> <p><u>施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。</u></p> <p><u>河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図る。</u></p> <p>（4）市民等への周知</p> <p>市は、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成等により、河川の危険箇所や浸水想定区域を市民 <u>等</u>に周知する。</p>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合
1	<p>3 高潮災害の防止</p> <p>（略）</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害 <u>対策編</u> 2-1 の抜粋</p> <p>3 國土保全事業の施行</p> <p>（略）</p> <p>（1）海岸保全事業の施行</p> <p>（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 港湾海岸保全</p>	2	<p>3 高潮災害の防止</p> <p>（略）</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害 <u>等災害</u>対策編 2-1 の抜粋</p> <p>3 國土保全事業の施行</p> <p>（略）</p> <p>（1）海岸保全事業の施行</p> <p>（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 港湾海岸保全</p>	記載の適正化 県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害<u>を</u>踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 (略)</p> <p>ハ～ニ (略) (2) (略)</p>		<p>港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害<u>や気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。<u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u> (略)</p> <p>ハ～ニ (略) (2) (略)</p>	
2	4～6 (略)	3	4～6 (略)	
3	<p>7 土砂災害の防止</p> <p>(1) 土砂災害<u>危険</u>区域等の指定と対策</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害<u>対策編2-1</u>の抜粋</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) 土砂災害<u>危険</u>箇所の調査把握 (略)</p>	4	<p>7 土砂災害の防止</p> <p>(1) 土砂災害<u>警戒</u>区域等の指定と対策</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害<u>等災害</u>対策編2-1の抜粋</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) 土砂災害<u>のおそれがある</u>箇所の調査把握 (略)</p>	記載の適正化 県地域防災計画変更の反映
4	<p>(2) 土砂災害<u>危険</u>区域等の周知</p> <p>市は、<u>土砂災害危険区域</u>や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、<u>ハザード</u>マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</p> <p>(3) (略)</p>	4	<p>(2) 土砂災害<u>警戒</u>区域等の周知</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域</u>等や、<u>土砂災害調査予定箇所</u>等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、<u>防災</u>マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</p> <p>(3) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
4	<p>(4) 急傾斜地崩壊の防止</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害<u>対策編2-1</u>の抜粋</p> <p><u>6</u> 急傾斜地崩壊防止施設 (略)</p>	4	<p>(4) 急傾斜地崩壊の防止</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害<u>等災害</u>対策編2-1の抜粋</p> <p><u>第5</u> 急傾斜地崩壊防止施設 (略)</p>	記載の適正化 県計画との整合
4	<p>(5) 土石流の防止</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害<u>対策編2-1</u>の抜粋</p> <p><u>7</u> 砂防設備 (略)</p>	5	<p>(5) 土石流の防止</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害<u>等災害</u>対策編2-1の抜粋</p> <p><u>第6</u> 砂防設備 (略)</p>	記載の適正化

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
4	<p>(6) 治山施設の対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害対策編2-1の抜粋</td> </tr> </table> <p><u>8</u> 治山事業</p> <p>国、県及び市町村は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する<u>ものとする</u>。</p> <p>また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市町村に対して周知する<u>とともに、大雨などの後には、随時連携し、現地調査を実施する</u>。</p> <p>(7) (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害対策編2-1の抜粋	5	<p>(6) 治山施設の対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋</td> </tr> </table> <p><u>第7</u> 治山事業</p> <p>国、県及び市町村は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する<u>。</u></p> <p>また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市町村に対して周知する<u>。</u></p> <p>(7) (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋	記載の適正化 県計画との整合																
※参考 宮城県地域防災計画 風水害対策編2-1の抜粋																						
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋																						
5	<p>(8) 風害への対策</p> <p>(略)</p> <p><u>※ 資料第9 土砂災害危険箇所一覧</u></p> <p>※ 資料第10 山地災害危険地区一覧</p> <p>※ 資料第38 土砂災害警戒区域等指定箇所</p>	5	<p>(8) 風害への対策</p> <p>(略)</p> <p><u>――</u></p> <p>※ 資料第10 山地災害危険地区一覧</p> <p>※ 資料第38 土砂災害警戒区域等指定箇所</p>	国土交通省通知に合わせた処置																		
6	<p>第2節 都市の防災対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市街地<u>開発備</u>事業等の推進</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 都市公園施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 市街地 <u>開発備</u> 事業等の推進	(略)		第2 都市公園施設			6	<p>第2節 都市の防災対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市街地<u>再</u>開発事業等の推進</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 都市公園施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 市街地 <u>再</u> 開発事業等の推進	(略)		第2 都市公園施設			用語の統一
項目	担当	関係機関																				
第1 市街地 <u>開発備</u> 事業等の推進	(略)																					
第2 都市公園施設																						
項目	担当	関係機関																				
第1 市街地 <u>再</u> 開発事業等の推進	(略)																					
第2 都市公園施設																						
6	<p>第1 市街地<u>開発</u>事業等の推進</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地<u>開発</u>事業等の推進】<u>と同様</u>とする。(地-9)</p> <p>第2 都市公園施設</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第2 都市公園施設】<u>と同様</u>とする。(地-9)</p>	6	<p>第1 市街地<u>再</u>開発事業等の推進</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地<u>再</u>開発事業等の推進】<u>を準用</u>する。(地-11)</p> <p>第2 都市公園施設</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第2 都市公園施設】<u>を準用</u>する。(地-11)</p>	用語の統一																		
7	<p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 がけ地近隣等危険住宅の移転啓発</p> <p>がけ地の崩壊及び土石流等により、<u>住民</u>の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅の移転についての啓発を図り、災害を未然に防止する。</p>	7	<p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 がけ地近隣等危険住宅の移転啓発</p> <p>がけ地の崩壊及び土石流等により、<u>市民</u>の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅の移転についての啓発を図り、災害を未然に防止する。</p>	用語の統一																		

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
7	<p>第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策】<u>と同様とする</u>。(地-11)</p> <p>第4 文化財の防災対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第4 文化財の防災対策】<u>と同様とする</u>。(地-11)</p>	7	<p>第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策】<u>を準用する</u>。(地-13)</p> <p>第4 文化財の防災対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第4 文化財の防災対策】<u>を準用する</u>。(地-13)</p>	用語の統一																														
8	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 第1 ライフライン施設等の予防対策 以下を除き、【地震災害対策編／第1章／第7節／第1 ライフライン施設等の予防対策】<u>と同様とする</u>。(地-12)</p> <p>3 電力施設</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-4の抜粋</p> <p>1(略) 2 風雪害対策 県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める<u>ものとする</u>。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める<u>ものとする</u>。 3(略)</p>	8	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 第1 ライフライン施設等の予防対策 以下を除き、【地震災害対策編／第1章／第7節／第1 ライフライン施設等の予防対策】<u>を準用する</u>。(地-14)</p> <p>3 電力施設</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-4の抜粋</p> <p>1(略) 2 風雪害対策 県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める<u>___</u>。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める<u>___</u>。 3(略)</p>	県計画との整合 用語の統一																														
10	<p>第5節 防災知識の普及</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災知識の普及、徹底</td> <td>●危機対策課、保健福祉 総務課、観光<u>___</u>課、水産 課、河川港湾高規格道路 整備推進課、教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 市学校等教育機関 における防災教育</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民の取組</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 災害教訓の伝承</td> <td>●震災伝承<u>推進室</u>、教育 委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉 総務課、観光 <u>___</u> 課、水産 課、河川港湾高規格道路 整備推進課、教育委員会	(略)	第2 市学校等教育機関 における防災教育	(略)		第3 市民の取組	(略)		第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>推進室</u> 、教育 委員会		10	<p>第5節 防災知識の普及</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災知識の普及、 徹底</td> <td>●危機対策課、保健福祉 総務課、観光<u>政策</u>課、水 産課、河川港湾高規格道 路整備推進課、教育委員 会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 市学校等教育機関 における防災教育</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民の取組</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 災害教訓の伝承</td> <td>●震災伝承<u>課</u>、教育委員 会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災知識の普及、 徹底	●危機対策課、保健福祉 総務課、観光 <u>政策</u> 課、水 産課、河川港湾高規格道 路整備推進課、教育委員 会	(略)	第2 市学校等教育機関 における防災教育	(略)		第3 市民の取組	(略)		第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>課</u> 、教育委員 会		組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																
第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉 総務課、観光 <u>___</u> 課、水産 課、河川港湾高規格道路 整備推進課、教育委員会	(略)																																
第2 市学校等教育機関 における防災教育	(略)																																	
第3 市民の取組	(略)																																	
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>推進室</u> 、教育 委員会																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 防災知識の普及、 徹底	●危機対策課、保健福祉 総務課、観光 <u>政策</u> 課、水 産課、河川港湾高規格道 路整備推進課、教育委員 会	(略)																																
第2 市学校等教育機関 における防災教育	(略)																																	
第3 市民の取組	(略)																																	
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>課</u> 、教育委員 会																																	
10	<p>第1 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民<u>___</u>への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p>	10	<p>第1 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民<u>等</u>への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p>	県計画との整合 用語の統一																														

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>ア 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>市は、市民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。</p> <p>実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、<u>地元住民</u>の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民に周知させる。</p>		<p>ア 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>市は、市民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。</p> <p>実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、<u>市民等</u>の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民等に周知させる。</p>	
10	<p>イ 防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く<u>地元住民</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	10	<p>イ 防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く<u>市民等</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	用語の統一
11	<p>(4) 普及・啓発の実施</p> <p>市は、<u>教育機関、民間団体等との密接な連携の下</u>、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。</p>	11	<p>(4) 普及・啓発の実施</p> <p>市は、<u>地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体</u>、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。</p>	県地域防災計画変更の反映
11	<p>【市民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>① 災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域における避難対象地区 孤立する可能性のある地域内集落 土砂災害警戒区域・<u>土砂災害危険箇所</u>等に関する知識 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など <p>② 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例 各地域における災害種別毎の<u>指定緊急</u>避難場所及び避難路に関する知識 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 各地域における避難情報の伝達方法など <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p>	11	<p>【市民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>① 災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域における避難対象地区 孤立する可能性のある地域内集落 土砂災害警戒区域 等に関する知識 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など <p>② 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例 各地域における災害種別毎の 避難場所及び避難路に関する知識 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 各地域における避難情報の伝達方法など <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<ul style="list-style-type: none"> ・「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ロック塀等の転倒防止対策 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・出火防止等の対策の内容<u>など</u> ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決める<u>こと</u> ④ 災害時にとるべき行動 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の人々と協力して行う救助活動 ・自動車運行の自粛 ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動 ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動など ⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報入手の方法 ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ・<u>災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）の確保</u> ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 ・集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることなど 		<ul style="list-style-type: none"> ・「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ロック塀等の転倒防止対策 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・出火防止等の対策の内容（<u>消火器、ガスのマイコンメーター、地震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等</u>） ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決める<u>ことなど</u> ④ 災害時にとるべき行動 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の人々と協力して行う救助活動 ・自動車運行の自粛 ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動 ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動など ⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報入手の方法 ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ・<u>帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」</u> ・<u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ・<u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> ・<u>集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることなど</u> 	

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
12	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ア 要配慮者への配慮</p> <p>市は、防災知識等の普及に当たり、<u>外国</u>語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者<u>の</u>常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等<u>多様な視点</u>に十分配慮する。</p> <p>イ 観光客等への対応</p> <p>市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>等</u>、広報に努める。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	12	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ア 要配慮者への配慮</p> <p>市は、防災知識等の普及に当たり、<u>多言</u>語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者、<u>妊娠婦、乳幼児</u>の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等<u>に</u>十分配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>イ 観光客等への対応</p> <p>市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>など</u>、広報に努める。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映 地震編との整合
12	<p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及</p> <p>（1）関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る</p> <p>（2）海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。</p> <p>ア 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う。</p> <p>イ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う。</p>	12	<p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及</p> <p><u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第1／3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及】を準用する。(地-23)</u></p> <p><u>この場合において、同項（2）中の記述「地震災害その他の災害」を「災害」と読み替える。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	県地域防災計画変更の反映
13	<p>4 地域での防災知識の普及</p> <p>（1）ハザードマップの整備</p> <p>ア ハザードマップの作成・周知</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、市民等に対し周知を図る。</p> <p>イ ハザードマップの有効活用</p> <p>市は、ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。</p>	13	<p>4 地域での防災知識の普及</p> <p><u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第1／4 地域での防災知識の普及】を準用する。(地-23)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	<p><u>(2) 日常生活の中での情報掲示</u> <u>市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</u></p> <p><u>(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知</u> <u>市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</u></p>		<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>													
13	5 ドライバーへの啓発 (1) ~ (2) (略)	13	5 ドライバーへの啓発 (1) ~ (2) (略)													
13	<u>(新設)</u>	13	<p><u>(3) 雪道を運転する場合の備え</u> <u>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、ドライバーは、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着するほか、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。</u></p>	県地域防災計画変更の反映												
13	6 社会教育施設や防災拠点の活用 <u>市及び市教育委員会は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</u> <u>また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。</u>	13	<p>6 社会教育施設や防災拠点の活用 <u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第1／6 社会教育施設や防災拠点の活用】を準用する。(地-24)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	県地域防災計画変更の反映												
13	第2 市学校等教育機関における防災教育 <u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第2 市学校等教育機関における防災教育】と同様とする。(地-21)</u> 第3 市民の取組 <u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第3 市民の取組】と同様とする。(地-22)</u> 第4 災害教訓の伝承 <u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第4 災害教訓の伝承】と同様とする。(地-23)</u>	13	<p>第2 市学校等教育機関における防災教育 <u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第2 市学校等教育機関における防災教育】を準用する。(地-24)</u></p> <p>第3 市民の取組 <u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第3 市民の取組】を準用する。(地-25)</u></p> <p>第4 災害教訓の伝承 <u>【地震災害対策編／第1章／第9節／第4 災害教訓の伝承】を準用する。(地-26)</u></p>	用語の統一												
14	第6節 防災訓練の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災訓練の実施</td> <td>●危機対策課、<u>保健福祉総務課、商工課、教育委員会、石巻市消防団</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災訓練の実施	●危機対策課、 <u>保健福祉総務課、商工課、教育委員会、石巻市消防団</u>	(略)	14	第6節 防災訓練の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災訓練の実施</td> <td>●危機対策課、<u>教育委員会、子育て支援課、子ども保育課、石巻市消防団</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災訓練の実施	●危機対策課、 <u>教育委員会、子育て支援課、子ども保育課、石巻市消防団</u>	(略)	災対組織図の反映
項目	担当	関係機関														
第1 防災訓練の実施	●危機対策課、 <u>保健福祉総務課、商工課、教育委員会、石巻市消防団</u>	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 防災訓練の実施	●危機対策課、 <u>教育委員会、子育て支援課、子ども保育課、石巻市消防団</u>	(略)														

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
14	第1 防災訓練の実施 1～3は、【地震災害対策編／第1章／第10節／第1 地震防災訓練の実施】 <u>と同様</u> とする。(地-24) 4 (略)	14	第1 防災訓練の実施 1～3は、【地震災害対策編／第1章／第10節／第1 地震防災訓練の実施】 <u>を準用</u> する。(地-27) 4 (略)	用語の統一																		
15	第7節 地域における防災体制 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 自主防災組織の育成</td><td>危機対策課</td><td></td></tr><tr><td>第2 地区防災計画の提案</td><td>危機対策課</td><td></td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 自主防災組織の育成	危機対策課		第2 地区防災計画の提案	危機対策課		15	第7節 地域における防災体制 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 自主防災組織の育成</td><td><u>地域安全推進</u>課</td><td></td></tr><tr><td>第2 地区防災計画の提案</td><td>危機対策課</td><td></td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 自主防災組織の育成	<u>地域安全推進</u> 課		第2 地区防災計画の提案	危機対策課		災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																				
第1 自主防災組織の育成	危機対策課																					
第2 地区防災計画の提案	危機対策課																					
項目	担当	関係機関																				
第1 自主防災組織の育成	<u>地域安全推進</u> 課																					
第2 地区防災計画の提案	危機対策課																					
15	第1 自主防災組織の育成 【地震災害対策編／第1章／第11節／第1 自主防災組織の育成】 <u>と同様</u> とする。(地-26) 第2 地区防災計画の提案 【地震災害対策編／第1章／第11節／第2 地区防災計画の提案】 <u>と同様</u> とする。(地-26)	15	第1 自主防災組織の育成 【地震災害対策編／第1章／第11節／第1 自主防災組織の育成】 <u>を準用</u> する。(地-29) 第2 地区防災計画の提案 【地震災害対策編／第1章／第11節／第2 地区防災計画の提案】 <u>を準用</u> する。(地-30)	用語の統一																		
16	第8節 ボランティアのコーディネート 第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第12節／第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備】 <u>と同様</u> とする。(地-28) 第2 災害ボランティアの養成 【地震災害対策編／第1章／第12節／第2 災害ボランティアの養成】 <u>と同様</u> する。(地-28)	16	第8節 ボランティアのコーディネート 第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第12節／第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備】 <u>を準用</u> する。(地-31) 第2 災害ボランティアの養成 【地震災害対策編／第1章／第12節／第2 災害ボランティアの養成】 <u>を準用</u> する。(地-32)	用語の統一																		
17	第9節 企業等の防災対策の推進 第1 企業等の役割 1 企業等の活動 (1) 企業等の防災上の位置づけ 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、 <u>地震</u> 発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。	17	第9節 企業等の防災対策の推進 第1 企業等の役割 1 企業等の活動 (1) 企業等の防災上の位置づけ 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、 <u>災害</u> の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。	県地域防災計画変更の反映																		
18	第2 企業等の防災組織 【地震災害対策編／第1章／第13節／第2 企業等の防災組織】 <u>と同様</u> とする。(地-31)	18	第2 企業等の防災組織 【地震災害対策編／第1章／第13節／第2 企業等の防災組織】 <u>を準用</u> する。(地-34)	用語の統一																		
19	第10節 情報通信網の整備 第1 県、関係機関等との災害通信網の整備 【地震災害対策編／第1章／第15節／第1 県、関係機関等との災害通信網の整備】 <u>と同様</u> する。(地-33) 第2 市民への通信体制の整備と周知	19	第10節 情報通信網の整備 第1 県、関係機関等との災害通信網の整備 【地震災害対策編／第1章／第15節／第1 県、関係機関等との災害通信網の整備】 <u>を準用</u> する。(地-36) 第2 市民への通信体制の整備と周知	用語の統一																		

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
	【地震災害対策編／第1章／第15節／第2 市民への通信体制の整備と周知】 <u>と同様</u> <u>とする。</u> (地-33)		【地震災害対策編／第1章／第15節／第2 市民への通信体制の整備と周知】 <u>を準用</u> する。(地-36)																															
20	第11節 職員の配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 業務継続計画 (BCP)の整備</td><td>●総務課、管財課、<u>ICT</u>総合推進課、その他関係課</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の整備	(略)		第2 業務継続計画 (BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>ICT</u> 総合推進課、その他関係課		20	第11節 職員の配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 業務継続計画 (BCP)の整備</td><td>●総務課、管財課、<u>DX</u>推進課、その他関係課</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の整備	(略)		第2 業務継続計画 (BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>DX</u> 推進課、その他関係課		組織変更に伴う修正												
項目	担当	関係機関																																
第1 活動体制の整備	(略)																																	
第2 業務継続計画 (BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>ICT</u> 総合推進課、その他関係課																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 活動体制の整備	(略)																																	
第2 業務継続計画 (BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>DX</u> 推進課、その他関係課																																	
20	第1 活動体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第1 活動体制の整備】 <u>と同様と</u> する。(地-35) 第2 業務継続計画 (BCP) の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第2 業務継続計画 (BCP) の整備】 <u>と同様と</u> する。(地-35)	20	第1 活動体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第1 活動体制の整備】 <u>を準用</u> する。(地-38) 第2 業務継続計画 (BCP) の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第2 業務継続計画 (BCP) の整備】 <u>を準用</u> する。(地-39)	用語の統一																														
21	第12節 防災拠点等の整備・充実 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備及び連携</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 防災拠点機能の確保・充実</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3 防災用資機材等の整備・充実</td><td>管財課、●危機対策課、<u>廃棄物</u>対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課</td><td></td></tr> <tr> <td>第4 防災用資機材の確保対策</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災拠点の整備及び連携	(略)		第2 防災拠点機能の確保・充実			第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>廃棄物</u> 対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課		第4 防災用資機材の確保対策			21	第12節 防災拠点等の整備・充実 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備及び連携</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 防災拠点機能の確保・充実</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3 防災用資機材等の整備・充実</td><td>管財課、●危機対策課、<u>地域安全推進課</u>、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課</td><td></td></tr> <tr> <td>第4 防災用資機材の確保対策</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災拠点の整備及び連携	(略)		第2 防災拠点機能の確保・充実			第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>地域安全推進課</u> 、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課		第4 防災用資機材の確保対策			災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																																
第1 防災拠点の整備及び連携	(略)																																	
第2 防災拠点機能の確保・充実																																		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>廃棄物</u> 対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課																																	
第4 防災用資機材の確保対策																																		
項目	担当	関係機関																																
第1 防災拠点の整備及び連携	(略)																																	
第2 防災拠点機能の確保・充実																																		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>地域安全推進課</u> 、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課																																	
第4 防災用資機材の確保対策																																		

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
21	<p>第1 防災拠点の整備及び連携 【地震災害対策編／第1章／第17節／第1 防災拠点の整備及び連携】<u>と同様とする</u>。(地-37)</p> <p>第2 防災拠点機能の確保・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第2 防災拠点機能の確保・充実】<u>と同様とする</u>。(地-37)</p> <p>第3 防災用資機材等の整備・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第3 防災用資機材等の整備・充実】<u>と同様とする</u>。(地-38)</p> <p>第4 防災用資機材の確保対策 【地震災害対策編／第1章／第17節／第4 防災用資機材の確保対策】<u>と同様とする</u>。(地-38)</p>	21	<p>第1 防災拠点の整備及び連携 【地震災害対策編／第1章／第17節／第1 防災拠点の整備及び連携】<u>を準用</u>する。(地-40)</p> <p>第2 防災拠点機能の確保・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第2 防災拠点機能の確保・充実】<u>を準用</u>する。(地-40) <u>この場合において、同節第2／(1)中の記述「市は、」を「市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、」と読み替える。</u></p> <p>第3 防災用資機材等の整備・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第3 防災用資機材等の整備・充実】<u>を準用</u>する。(地-41)</p> <p>第4 防災用資機材の確保対策 【地震災害対策編／第1章／第17節／第4 防災用資機材の確保対策】<u>を準用</u>する。(地-41)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																																				
22	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 相互応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第1 相互応援体制の整備】<u>と同様とする</u>。(地-39)</p> <p>第2 応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第2 応援体制の整備】<u>と同様とする</u>。(地-40)</p> <p>第3 自衛隊との連携 【地震災害対策編／第1章／第18節／第3 自衛隊との連携】<u>と同様とする</u>。(地-40)</p>	22	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 相互応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第1 相互応援体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-42)</p> <p>第2 応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第2 応援体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-43)</p> <p>第3 自衛隊との連携 【地震災害対策編／第1章／第18節／第3 自衛隊との連携】<u>を準用</u>する。(地-43)</p>	用語の統一																																				
23	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 医療救護体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 医薬品等の供給体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 福祉支援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)	第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)	第3 福祉支援体制の整備	(略)		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		23	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 医療救護体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 医薬品等の供給体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 福祉支援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</u></td> <td><u>●危機対策課、健康推進課</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第5 栄養支援体制の整備</u></td> <td><u>健康推進課</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)	第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)	第3 福祉支援体制の整備	(略)		<u>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</u>	<u>●危機対策課、健康推進課</u>		<u>第5 栄養支援体制の整備</u>	<u>健康推進課</u>		県地域防災計画変更の反映
項目	担当	関係機関																																						
第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)																																						
第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 福祉支援体制の整備	(略)																																							
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																							
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																							
項目	担当	関係機関																																						
第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)																																						
第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 福祉支援体制の整備	(略)																																							
<u>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</u>	<u>●危機対策課、健康推進課</u>																																							
<u>第5 栄養支援体制の整備</u>	<u>健康推進課</u>																																							

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
23	<p>第1 医療救護体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第1 医療救護体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-41)</p> <p>第2 医薬品等の供給体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第2 医薬品等の供給体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-42)</p> <p>第3 福祉支援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第3 福祉支援体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-42) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	23	<p>第1 医療救護体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第1 医療救護体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-44)</p> <p>第2 医薬品等の供給体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第2 医薬品等の供給体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-45)</p> <p>第3 福祉支援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第3 福祉支援体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-45)</p> <p><u>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</u> 【地震災害対策編／第1章／第19節／第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備】<u>を準用</u>する。(地-47)</p> <p><u>第5 栄養支援体制の整備</u> 【地震災害対策編／第1章／第19節／第5 栄養支援体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-47)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																								
24	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 輸送体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第1 輸送体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-47)</p> <p>第2 燃料確保体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第2 燃料確保体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-48)</p> <p>第3 障害物除去体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第3 障害物除去体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-48)</p>	24	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 輸送体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第1 輸送体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-50)</p> <p>第2 燃料確保体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第2 燃料確保体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-51)</p> <p>第3 障害物除去体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第3 障害物除去体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-52)</p>	用語の統一																								
25	<p>第16節 避難対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所等の確保、整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民<u>一</u>への周知</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)	第2 避難誘導体制の整備	(略)		第3 市民 <u>一</u> への周知	(略)		25	<p>第16節 避難対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所等の確保、整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民<u>等</u>への周知</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)	第2 避難誘導体制の整備	(略)		第3 市民 <u>等</u> への周知	(略)		用語の統一
項目	担当	関係機関																										
第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)																										
第2 避難誘導体制の整備	(略)																											
第3 市民 <u>一</u> への周知	(略)																											
項目	担当	関係機関																										
第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)																										
第2 避難誘導体制の整備	(略)																											
第3 市民 <u>等</u> への周知	(略)																											
25	<p>第1 避難所等の確保、整備 【地震災害対策編／第1章／第22節／第1 避難所等の確保、整備】<u>と同様と</u>する。(地-50)</p>	25	<p>第1 避難所等の確保、整備 【地震災害対策編／第1章／第22節／第1 避難所等の確保、整備】<u>を準用</u>する。(地-53)</p>	用語の統一																								

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
25	<p>第2 避難誘導体制の整備 1～<u>4</u>は、【地震災害対策編／第1章／第22節／第2 避難誘導体制の整備】<u>と同様とする</u>。(地-52)</p> <p><u>5</u> 避難計画の作成 (略)</p> <p><u>6</u> 公的施設等の管理者 (略)</p> <p>第3 市民<u>一</u>への周知 (略)</p>	25	<p>第2 避難誘導体制の整備 1～<u>5</u>は、【地震災害対策編／第1章／第22節／第2 避難誘導体制の整備】<u>を準用する</u>。(地-55)</p> <p><u>6</u> 避難計画の作成 (略)</p> <p><u>7</u> 公的施設等の管理者 (略)</p> <p>第3 市民<u>等</u>への周知 (略)</p>	用語の統一																																				
27	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所の運営・管理対策</td> <td>(略)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2 広域避難の対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 帰宅困難者対策</td> <td>地域振興課、商工課、●観光<u>課</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 孤立地区対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所の運営・管理対策	(略)	—	第2 広域避難の対策	(略)		第3 応急仮設住宅対策	(略)		第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光 <u>課</u>		第5 孤立地区対策	(略)	(略)	27	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所の運営・管理対策</td> <td>(略)</td> <td><u>東部保健福祉事務所、(社福)石巻市社会福祉協議会</u></td> </tr> <tr> <td>第2 広域避難の対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 帰宅困難者対策</td> <td>地域振興課、商工課、●観光<u>政</u><u>策</u>課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 孤立地区対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所の運営・管理対策	(略)	<u>東部保健福祉事務所、(社福)石巻市社会福祉協議会</u>	第2 広域避難の対策	(略)		第3 応急仮設住宅対策	(略)		第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光 <u>政</u> <u>策</u> 課		第5 孤立地区対策	(略)	(略)	地震災害対策編との整合
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所の運営・管理対策	(略)	—																																						
第2 広域避難の対策	(略)																																							
第3 応急仮設住宅対策	(略)																																							
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光 <u>課</u>																																							
第5 孤立地区対策	(略)	(略)																																						
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所の運営・管理対策	(略)	<u>東部保健福祉事務所、(社福)石巻市社会福祉協議会</u>																																						
第2 広域避難の対策	(略)																																							
第3 応急仮設住宅対策	(略)																																							
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光 <u>政</u> <u>策</u> 課																																							
第5 孤立地区対策	(略)	(略)																																						
27	<p>第1 避難所の運営・管理対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第1 避難所の運営・管理対策】<u>と同様とする</u>。(地-53)</p> <p>第2 広域避難の対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第2 広域避難の対策】<u>と同様とする</u>。(地-54) <u>(新設)</u></p> <p>第3 応急仮設住宅対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第3 応急仮設住宅対策】<u>と同様とする</u>。(地-54)</p> <p>第4 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第4 帰宅困難者対策】<u>と同様とする</u>。(地-54)</p> <p>第5 孤立地区対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第5 孤立地区対策】<u>と同様とする</u>。(地-54)</p>	27	<p>第1 避難所の運営・管理対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第1 避難所の運営・管理対策】<u>を準用する</u>。(地-57)</p> <p>第2 広域避難の対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第2 広域避難の対策】<u>を準用する</u>。(地-59) <u>この場合において、同節第2中の記述「可能となるよう」を「可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに」と読み替える。</u></p> <p>第3 応急仮設住宅対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第3 応急仮設住宅対策】<u>を準用する</u>。(地-59)</p> <p>第4 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第4 帰宅困難者対策】<u>を準用する</u>。(地-59)</p> <p>第5 孤立地区対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第5 孤立地区対策】<u>を準用する</u>。(地-60)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																																				

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
28	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 備蓄体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 食料等の調達体制の整備</td><td>危機対策課、<u>●</u>産業推進課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3 受援体制の確保</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 備蓄体制の整備	(略)		第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 <u>●</u> 産業推進課	(略)	第3 受援体制の確保	(略)	(略)	28	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 備蓄体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 食料等の調達体制の整備</td><td>危機対策課、<u>環境課、</u> <u>●</u>産業推進課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3 受援体制の確保</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 備蓄体制の整備	(略)		第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 <u>環境課、</u> <u>●</u> 産業推進課	(略)	第3 受援体制の確保	(略)	(略)	災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																										
第1 備蓄体制の整備	(略)																											
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 <u>●</u> 産業推進課	(略)																										
第3 受援体制の確保	(略)	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 備蓄体制の整備	(略)																											
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 <u>環境課、</u> <u>●</u> 産業推進課	(略)																										
第3 受援体制の確保	(略)	(略)																										
28	<p>第1 備蓄体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第1 備蓄体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-56)</p> <p>第2 食料等の調達体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第2 食料等の調達体制の整備】<u>と同様と</u>する。(地-56)</p> <p>第3 受援体制の確保 【地震災害対策編／第1章／第24節／第3 受援体制の確保】<u>と同様と</u>する。(地-57)</p>	28	<p>第1 備蓄体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第1 備蓄体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-61)</p> <p>第2 食料等の調達体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第2 食料等の調達体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-62)</p> <p>第3 受援体制の確保 【地震災害対策編／第1章／第24節／第3 受援体制の確保】<u>を準用</u>する。(地-62)</p>	用語の統一																								
29	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 高齢者、障害者等への支援対策</td><td>危機対策課、介護福祉課、 <u>●</u>保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、<u>学校教育課、</u>石巻市消防団</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 外国人への支援対策</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第3 旅行客への支援対策</td><td>観光<u>課</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 <u>●</u> 保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校教育課、</u> 石巻市消防団	(略)	第2 外国人への支援対策	(略)		第3 旅行客への支援対策	観光 <u>課</u>		29	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 高齢者、障害者等への支援対策</td><td>危機対策課、介護福祉課、 <u>●</u>保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、<u>石巻市消防団</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 外国人への支援対策</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第3 旅行客への支援対策</td><td>観光<u>政策</u>課</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 <u>●</u> 保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>石巻市消防団</u>	(略)	第2 外国人への支援対策	(略)		第3 旅行客への支援対策	観光 <u>政策</u> 課		災対組織図の反映 組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 <u>●</u> 保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校教育課、</u> 石巻市消防団	(略)																										
第2 外国人への支援対策	(略)																											
第3 旅行客への支援対策	観光 <u>課</u>																											
項目	担当	関係機関																										
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 <u>●</u> 保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>石巻市消防団</u>	(略)																										
第2 外国人への支援対策	(略)																											
第3 旅行客への支援対策	観光 <u>政策</u> 課																											

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
29	<p>第1 高齢者、障害者等への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第1 高齢者、障害者等への支援対策】<u>と同様</u>する。(地-58)</p> <p>第2 外国人への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第2 外国人への支援対策】<u>と同様</u>する。(地-63)</p> <p>第3 旅行客への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第3 旅行客への支援対策】<u>と同様</u>する。(地-63)</p>	29	<p>第1 高齢者、障害者等への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第1 高齢者、障害者等への支援対策】<u>を準用</u>する。(地-63)</p> <p>第2 外国人への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第2 外国人への支援対策】<u>を準用</u>する。(地-68)</p> <p>第3 旅行客への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第3 旅行客への支援対策】<u>を準用</u>する。(地-69)</p>	用語の統一
30	<p>第20節 複合災害対策 第1 複合災害を考慮した対策の検討 【地震災害対策編／第1章／第26節／第1 複合災害を考慮した対策の検討】<u>と同様</u>する。(地-64)</p> <p>第2 防災力の向上 【地震災害対策編／第1章／第26節／第2 防災力の向上】<u>と同様</u>する。(地-64)</p>	30	<p>第20節 複合災害対策 第1 複合災害を考慮した対策の検討 【地震災害対策編／第1章／第26節／第1 複合災害を考慮した対策の検討】<u>を準用</u>する。(地-70)</p> <p>第2 防災力の向上 【地震災害対策編／第1章／第26節／第2 防災力の向上】<u>を準用</u>する。(地-70)</p>	用語の統一
31	<p>第21節 災害廃棄物対策 第1 処理体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第27節／第1 処理体制の整備】<u>と同様</u>する。(地-65)</p> <p>第2 一時保管場所の確保 【地震災害対策編／第1章／第27節／第2 一時保管場所の確保】<u>と同様</u>する。(地-65)</p>	31	<p>第21節 災害廃棄物対策 第1 処理体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第27節／第1 処理体制の整備】<u>を準用</u>する。(地-71)</p> <p>第2 一時保管場所の確保 【地震災害対策編／第1章／第27節／第2 一時保管場所の確保】<u>を準用</u>する。(地-72)</p>	用語の統一
32	<p>第22節 災害種別毎予防対策 第1 火災予防対策 1 (略) 2 防災活動の促進 (略) (1)～(3) (略) (4) 民間防火組織の育成 建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。 火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、<u>火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発</u>も重要であることから、幼少年消防クラブ及び<u>婦人</u>防火クラブの結成と育成について指導する。 (5) (略)</p>	32	<p>第22節 災害種別毎予防対策 第1 火災予防対策 1 (略) 2 防災活動の促進 (略) (1)～(3) (略) (4) 民間防火組織の育成 建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。 火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、<u>家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚など</u>も重要であることから、幼少年消防クラブ及び<u>女性(婦人)</u>防火クラブの結成と育成について指導する。 (5) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	3～7 (略)		3～7 (略)	
34	第2 林野火災予防対策 1 (略) 2 広報宣伝の充実 (略) (1) 山火事防止強調月間の設定 春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。	34	第2 林野火災予防対策 1 (略) 2 広報宣伝の充実 (略) (1) 山火事防止強調月間の設定 春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。	県計画との整合
34	(2) <u>森林保全管理維持推進協議会の開催等</u> 林野火災予防等に <u>関することを協議するため、森林保全管理推進協議会を開催するとともに、</u> 関係機関（県、市町村、森林組合等）の連携強化を図りつつ、林野火災に対する市民の関心を喚起し、林野災害発生予防のための、強力な運動を推進する。 (3) ポスター、標識板等の設置 屋内外、 <u>交通機関、駅、</u> 登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、 <u>警報旗、懸垂幕</u> 等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。	35	(2) <u>山火事予防運動の推進</u> 林野火災予防等に <u>関して、山火事予防運動推進方針に基づき、</u> 関係機関（県、市町村、森林組合等）の連携強化を図るとともに、 <u>みやぎ森林保全協力員及びみやぎ森林保全推進活動協定団体による森林巡視及び啓発活動を強化し、</u> 林野火災に対する市民の関心を喚起し、林野災害発生予防を推進する。 (3) ポスター、標識板等の設置 屋内外、 <u>登山口、</u> 林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。	県地域防災計画変更の反映
35	(4) 報道機関等による啓発・宣伝 火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、 <u>映画館、公民館、</u> 学校等の協力を得て、ラジオ、 <u>テレビ</u> による広報、新聞及び県、市が作成・配布する広報紙への記事掲載、 <u>映画、スライドの上映を実施し、啓発・宣伝を図るほか、航空機による上空からの広報宣伝を実施する。</u>	35	(4) 報道機関等による啓発・宣伝 火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、 <u>学校</u> 等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び県、市並びに <u>関係機関</u> が作成・配布する広報紙への記事掲載、 <u>市ホームページ及びSNSを活用した普及・啓発</u> を図る。	県地域防災計画変更の反映
35	(5) <u>チラシ、パンフレット等の配布</u> 啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。	35	<u>(削除)</u>	県地域防災計画変更の反映
35	(6) <u>学校教育による防火思想の普及</u> (略) 3～6 (略)	35	(5) <u>学校教育による防火思想の普及</u> (略) 3～6 (略)	項目番号の調整
36	第3 危険物等災害予防対策 ※参考 宮城県地域防災計画 <u>風水害等災害対策編2-22</u> の抜粋 第3 危険物等災害予防対策 2 災害予防措置等 (1) 危険物施設 県及び消防機関は、 <u>石油</u> タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、 <u>災害</u> 対策と防災教育の推進を図る。 (略)	36	第3 危険物等災害予防対策 ※参考 宮城県地域防災計画 <u>地震災害対策編2-9</u> の抜粋 第9節 危険物施設等の予防対策 — 第3 危険物施設 県及び消防機関は、 <u>発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、屋外</u> タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、 <u>地震</u> 対策と防災教育の推進を図る。 (略)	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p><u>イ</u> 安全指導の強化 (略)</p> <p><u>ロ</u> 施設<u>の</u>基準維持の指導 (略)</p> <p><u>ハ</u> 自衛消防組織等の育成 (略)</p> <p><u>ニ</u> 広報・啓発の推進 危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般<u>人</u>に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。</p> <p><u>ホ</u> 防災用資機材の整備 (略)</p> <p><u>ヘ</u> 第二管区海上保安本部 第二管区海上保安本部は、港内石油基地の状況（規模、消防設備、機材等）、危険物荷役の状況（荷役場所、荷役時の保安措置等）、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し<u>化学消化剤</u>、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導<u>徹底させ</u>、被害の拡大防止に努める。 (略)</p> <p><u>(2)</u> 高圧ガス施設</p> <p><u>イ</u> 高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、<u>高圧ガス保安法等に定められて</u>いる<u>技術上</u>の基準を遵守し、日<u>ごろ</u>から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p><u>ロ</u> 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ<u>指導助言</u>するとともに、<u>必要に応じ改善</u>その他の措置命令を行う。</p> <p><u>ハ</u> 関東東北産業保安監督部東北支部は、<u>高圧ガスの各種施設については、</u>保安監督の推進のために必要な指導・助言を<u>行い</u>、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を<u>促進することにより</u>、災害の防止に努める。</p>		<p><u>1</u> 安全指導の強化 (略)</p> <p><u>2</u> 施設<u>の</u>基準維持の指導 (略)</p> <p><u>3</u> 自衛消防組織等の育成 (略)</p> <p><u>4</u> 広報・啓発の推進 危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般<u>の県民</u>に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。</p> <p><u>5</u> 防災用資機材の整備 (略)</p> <p><u>6</u> 第二管区海上保安本部 第二管区海上保安本部は、港内石油基地の状況（規模、消防設備、機材等）、危険物荷役の状況（荷役場所、荷役時の保安措置等）、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し<u>泡消火薬剤</u>、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導<u>し</u>、被害の拡大防止に努める。 (略)</p> <p><u>第4</u> 高圧ガス施設</p> <p><u>1</u> 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、<u>法令の耐震</u>基準を遵守し、日<u>頃</u>から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p><u>2</u> 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ<u>指導助言</u>するとともに、<u>耐震化対策や設備等の安全化を図るほか</u>、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。</p> <p><u>3</u> 関東東北産業保安監督部東北支部は、<u>保安監督</u>の推進のために必要な指導・助言を<u>強化するとともに</u>、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を<u>図り</u>、災害の防止に努める。</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	<p>第4 海上災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 船舶の安全な運航等の確保</td></tr> <tr> <td>(1) 略</td></tr> <tr> <td>(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する<u>ものとする</u>。</td></tr> <tr> <td>(3) 略</td></tr> <tr> <td>3~10 略</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2 船舶の安全な運航等の確保	(1) 略	(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する <u>ものとする</u> 。	(3) 略	3~10 略		<p>第4 海上災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 船舶の安全な運航等の確保</td></tr> <tr> <td>(1) 略</td></tr> <tr> <td>(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する<u>。</u></td></tr> <tr> <td>(3) 略</td></tr> <tr> <td>3~10 略</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2 船舶の安全な運航等の確保	(1) 略	(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する <u>。</u>	(3) 略	3~10 略	県計画との整合
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2 船舶の安全な運航等の確保																
(1) 略																
(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する <u>ものとする</u> 。																
(3) 略																
3~10 略																
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2 船舶の安全な運航等の確保																
(1) 略																
(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する <u>。</u>																
(3) 略																
3~10 略																
	<p>第5 航空災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td></tr> <tr> <td>6 鉄軌道の交通環境の整備</td></tr> <tr> <td>また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める<u>ものとする</u>。</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2 (略)	6 鉄軌道の交通環境の整備	また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める <u>ものとする</u> 。		<p>第5 航空災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2~5 (略)</td></tr> <tr> <td>6 防災訓練の実施</td></tr> <tr> <td>空港内及び空港周辺での事故等に備え、仙台国際空港株式会社及び関係機関は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施する<u>。</u></td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2~5 (略)	6 防災訓練の実施	空港内及び空港周辺での事故等に備え、仙台国際空港株式会社及び関係機関は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施する <u>。</u>					
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2 (略)																
6 鉄軌道の交通環境の整備																
また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める <u>ものとする</u> 。																
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2~5 (略)																
6 防災訓練の実施																
空港内及び空港周辺での事故等に備え、仙台国際空港株式会社及び関係機関は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施する <u>。</u>																
	<p>第6 鉄道災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td></tr> <tr> <td>6 鉄軌道の交通環境の整備</td></tr> <tr> <td>また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める<u>ものとする</u>。</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2 (略)	6 鉄軌道の交通環境の整備	また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める <u>ものとする</u> 。		<p>第6 鉄道災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td></tr> <tr> <td>6 鉄軌道の交通環境の整備</td></tr> <tr> <td>また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める<u>。</u></td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2 (略)	6 鉄軌道の交通環境の整備	また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める <u>。</u>					
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2 (略)																
6 鉄軌道の交通環境の整備																
また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める <u>ものとする</u> 。																
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2 (略)																
6 鉄軌道の交通環境の整備																
また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める <u>。</u>																
39	<p>第7 道路災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>—</td></tr> <tr> <td>3 道路施設等の整備</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備	(略)	—	3 道路施設等の整備	40	<p>第7 道路災害予防対策</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。</td></tr> <tr> <td>3 道路施設等の整備</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋	2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備	(略)	警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。	3 道路施設等の整備	県計画との整合		
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備																
(略)																
—																
3 道路施設等の整備																
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋																
2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備																
(略)																
警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。																
3 道路施設等の整備																

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	<p>(略)</p> <p>(1) 道路</p> <p>道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する<u>一</u>。</p> <p>(2) 橋<u>りょう</u></p> <p>落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋<u>りょう</u>補強工事を実施する。</p> <p>—</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>4~10 (略)</p>		<p>(略)</p> <p>(1) 道路</p> <p>道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する<u>ほか、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p>(2) 橋<u>梁</u></p> <p>落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋<u>梁</u>補強工事を実施する。</p> <p><u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>4~10 (略)</p>													
43	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災気象情報の収集・伝達</td> <td>● (総) 本部連絡室、(総) 広報班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災気象情報の収集・伝達	● (総) 本部連絡室、(総) 広報班	(略)	43	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災気象情報の収集・伝達</td> <td>● (危) 本部連絡室、(総) 広報班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災気象情報の収集・伝達	● (危) 本部連絡室、(総) 広報班	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 防災気象情報の収集・伝達	● (総) 本部連絡室、(総) 広報班	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 防災気象情報の収集・伝達	● (危) 本部連絡室、(総) 広報班	(略)														

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																												
43	<p>第1 防災気象情報の収集・伝達</p> <p>1 防災気象情報の収集</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-1の抜粋</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>(略)</p> <p>また、仙台管区気象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断を促す <u>ものとする</u>。</p> <p><u>注</u> <u>意</u> <u>報</u></p> <table border="1"> <tr> <td>気象注意報</td> <td>風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>警</u> <u>報</u></p> <table border="1"> <tr> <td>気象警報</td> <td>暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報</td> </tr> <tr> <td>高潮警報・波浪警報・洪水警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）</td> <td></td> </tr> </table> <p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</p> <p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>流域雨量指標の予測値</p> <p>早期注意情報（警報級の可能性）</p>	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報		浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）		地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）		気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報	高潮警報・波浪警報・洪水警報		浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）		地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）		43	<p>第1 防災気象情報の収集・伝達</p> <p>1 防災気象情報の収集</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-1の抜粋</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>(略)</p> <p>また、仙台管区気象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断を促す <u>ものとする</u>。</p> <p><u>種類</u></p> <table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </table> <p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</p>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報																															
高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報																																
浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）																																
地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）																																
気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報																															
高潮警報・波浪警報・洪水警報																																
浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）																																
地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）																																
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																															
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																															
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																															
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																															
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																															
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。																															

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前		頁	修正案		修正理由等
宮城県気象情報		先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	県地域防災計画変更の反映
	宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意 <u>を喚起する</u> 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説 <u>される</u> 場合等に発表される。		洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
	特別警報	大雨、暴風、暴風雪など（数十年に一度の現象）		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	記録的短時間大雨情報	(略)		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	
	土砂災害警戒情報	(略)		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	火災気象通報	(略)		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
				大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
				洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
				大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
				強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

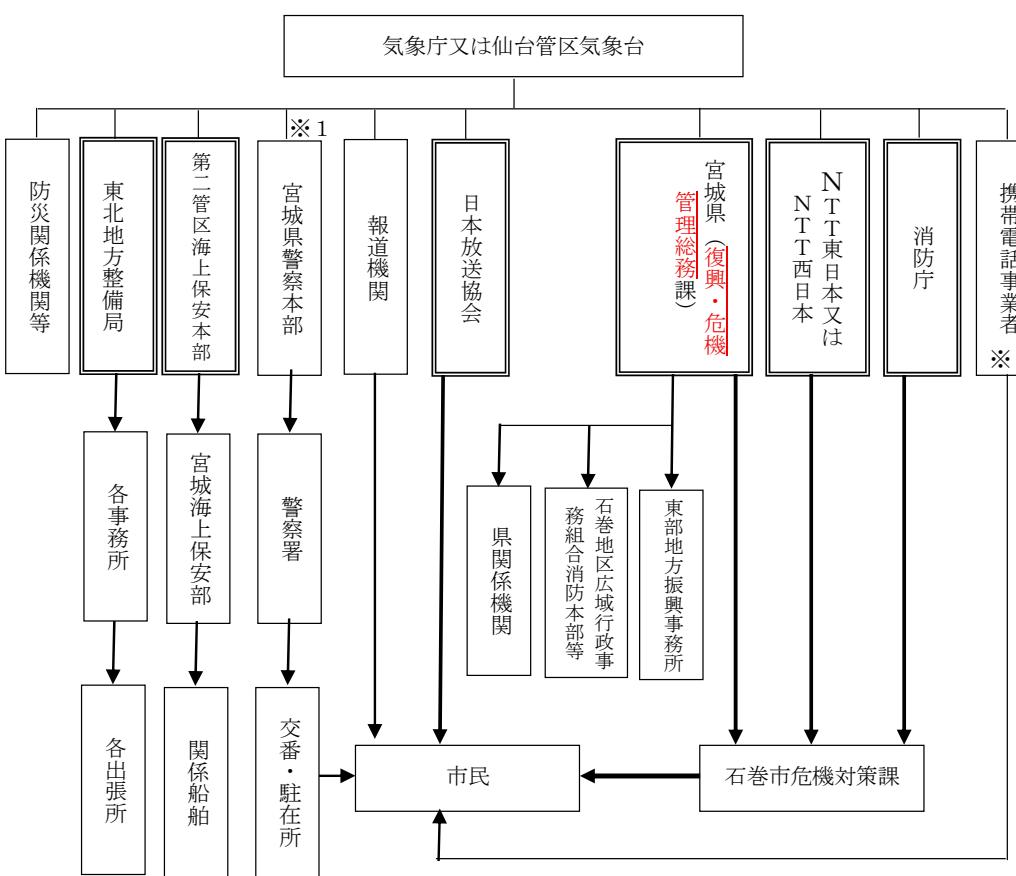
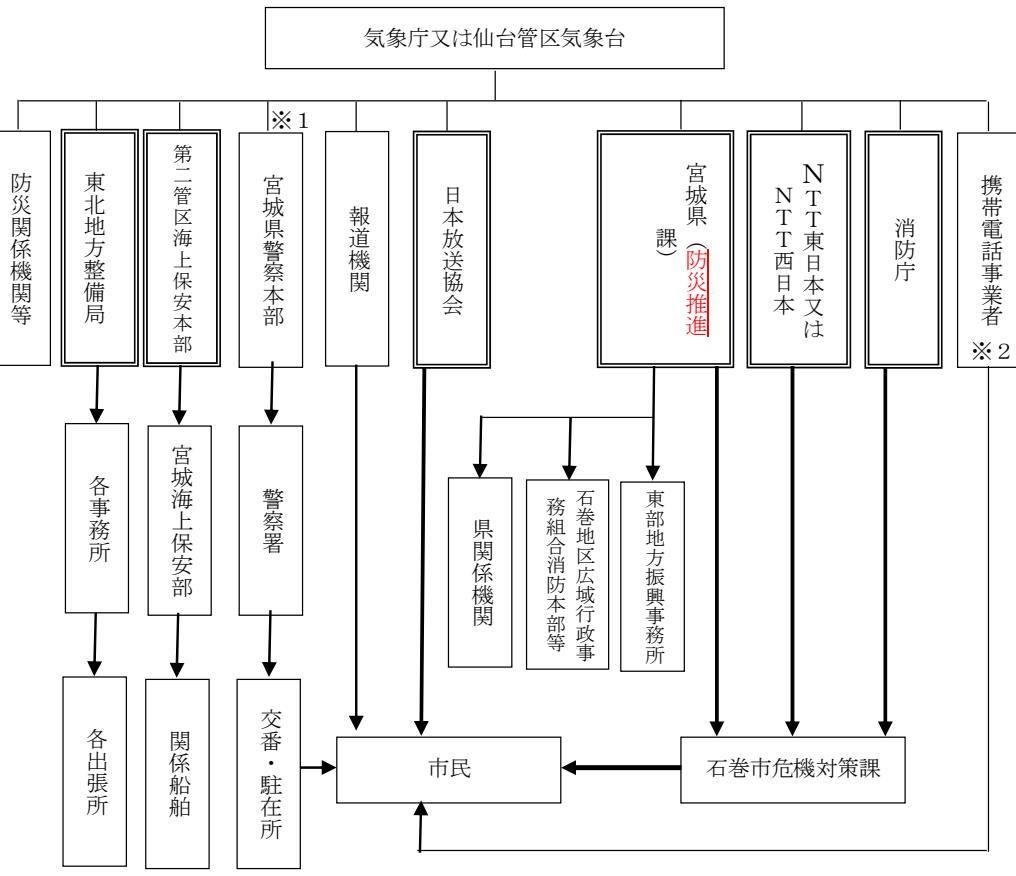
石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案		修正理由等
			<p><u>風雪注意報</u></p> <p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</p> <p><u>波浪注意報</u></p> <p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p><u>高潮注意報</u></p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> <p><u>濃霧注意報</u></p> <p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p><u>雷注意報</u></p> <p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p> <p><u>乾燥注意報</u></p> <p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</p> <p><u>なだれ注意報</u></p> <p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p><u>着雪・着氷注意報</u></p> <p>著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p><u>融雪注意報</u></p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p><u>霜注意報</u></p> <p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p><u>低温注意報</u></p> <p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	県地域防災計画変更の反映	

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
			<p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） (略)</p> <p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） (略)</p> <p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） (略)</p> <p>流域雨量指数の予測値 <u>河川</u>の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 <u>(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)</u>の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（<u>宮城県</u>東部、<u>宮城県</u>西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（<u>宮城県</u>）で発表される。</p> <p>宮城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・<u>警戒を呼びかける</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説する場合等に発表される。</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>記録的短時間大雨情報 (略)</p> <p>竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける。</p> <p>土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>火災気象通報 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
44	2 避難情報と警戒レベル (略) 高齢者等避難 <u>及び</u> 避難指示が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 (略)	47	2 避難情報と警戒レベル (略) 高齢者等避難 <u>又は</u> 避難指示が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 (略)	県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
45	<p>3 防災気象情報の伝達 (略)</p> <p>防災気象情報等の伝達系統</p>  <p>(略)</p>	47	<p>3 防災気象情報の伝達 (略)</p> <p>防災気象情報等の伝達系統</p>  <p>(略)</p>	宮城県の組織変更に伴う修正

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
46	<p>4 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報等及び水防警報</p> <p>(1) 洪水予報等</p> <p>(略)</p> <p>指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）</p> <p>Diagram illustrating the flood warning transmission system (大臣・気象庁長官共同発表). The flow starts from the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (北上川下流河川事務) and the Japan Meteorological Agency (仙台管区気象台), which exchange information via a '共同発表' (Joint Statement) link. They then send notifications to the following entities:</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関 (Related Agencies) 東北地方整備局 (Tohoku Regional Development Bureau) 宮城県 (River Course Bureau) of Miyagi Prefecture 消防庁 (Fire Agency) 東日本電信電話株 (Nippon Telegraph and Telephone East Japan) 報道機関 (Media Agencies) 県警察本部 (Prefectural Police Headquarters) 防災関係機関等 (Other Disaster Prevention Agencies) 一般市民 (General Public) 関係警察署 (Related Police Stations) 交番・駐在所 (Police Posts) 石巻市 (Shiogama City) 量水標管理者 (Water Level Gauge Managers) 東部地方振興事務 (East Regional Revitalization Bureau) 事務組合広域行政本部 (Joint Management Bureau for Regional Administration) 栗原・大崎地方ダム総合事務所 (Riyama-Takachi Dam General Management Office) 東部・北部土木事務所 (East-North Civil Engineering Office) 県保健福祉総務課 (Prefectural Health and Welfare General Affairs Office) 県防災砂防課 (Prefectural Disaster Prevention Sand Prevention Office) 県復興・危機管理総務課 (Prefectural Reconstruction and Crisis Management General Affairs Office) 鳴瀬川総合開発調査事務 (Nakagawa Comprehensive Development Survey Office) 鳴子ダム管理所 (Nakizawa Dam Management Office) 北上川下流河川事務所各出 (Branches of the Lower Nakagawa River Management Office) <p>Annotations in the diagram:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(注1)」: 気象台からの通知 (Notification from the Meteorological Agency) 「(注2)」: (注1)の周知協力 (Cooperation for (1)) 「(注3)」: (注1)のその他 (Other for (1)) 「(注4)」: 気象台からの通知 (Notification from the Meteorological Agency) 「(注5)」: (注4)の周知協力 (Cooperation for (4)) 「(注6)」: (注4)のその他 (Other for (4)) <p>(略)</p>	49	<p>4 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報等及び水防警報</p> <p>(1) 洪水予報等</p> <p>(略)</p> <p>指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）</p> <p>Diagram illustrating the flood warning transmission system (大臣・気象庁長官共同発表). The flow starts from the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (北上川下流河川事務) and the Japan Meteorological Agency (仙台管区気象台), which exchange information via a '共同発表' (Joint Statement) link. They then send notifications to the following entities:</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関 (Related Agencies) 東北地方整備局 (Tohoku Regional Development Bureau) 宮城県 (River Course Bureau) of Miyagi Prefecture 消防庁 (Fire Agency) 東日本電信電話株 (Nippon Telegraph and Telephone East Japan) 報道機関 (Media Agencies) 県警察本部 (Prefectural Police Headquarters) 防災関係機関等 (Other Disaster Prevention Agencies) 一般市民 (General Public) 関係警察署 (Related Police Stations) 交番・駐在所 (Police Posts) 石巻市 (Shiogama City) 量水標管理者 (Water Level Gauge Managers) 東部地方振興事務 (East Regional Revitalization Bureau) 事務組合広域行政本部 (Joint Management Bureau for Regional Administration) 栗原・大崎地方ダム総合事務所 (Riyama-Takachi Dam General Management Office) 東部・北部土木事務所 (East-North Civil Engineering Office) 県保健福祉総務課 (Prefectural Health and Welfare General Affairs Office) 県防災砂防課 (Prefectural Disaster Prevention Sand Prevention Office) 県防災推進課 (Prefectural Disaster Prevention Promotion Office) 鳴瀬川総合開発調査事務 (Nakagawa Comprehensive Development Survey Office) 鳴子ダム管理所 (Nakizawa Dam Management Office) 北上川下流河川事務所各出 (Branches of the Lower Nakagawa River Management Office) <p>Annotations in the diagram:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(注1)」: 気象台からの通知 (Notification from the Meteorological Agency) 「(注2)」: (注1)の周知協力 (Cooperation for (1)) 「(注3)」: (注1)のその他 (Other for (1)) 「(注4)」: 気象台からの通知 (Notification from the Meteorological Agency) 「(注5)」: (注4)の周知協力 (Cooperation for (4)) 「(注6)」: (注4)のその他 (Other for (4)) <p>(略)</p>	宮城県の組織変更に伴う修正

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
49	<p>(2) 水防警報 (略)</p> <p>水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）</p> <pre> graph TD subgraph TopRow [] A[東北地方整備局] --> B[東北地方整備局 北上川下流河川事務所] B --> C[関係出張所] end C --> D[石巻市] D --> E[市民] D --> F[関係機関等] D --> G[雨量・水位観測所] D --> H[東部土木事務所] D --> I[石巻地区広域行政事務組合消防本部] D --> J[東部地方振興事務所] D --> K[関係機関] D --> L[報道機関] D --> M[県水防本部(河川課)] M -- 必要に応じ --> N[県復興・危機管理総務課] M -- 必要に応じ --> O[県保健福祉総務課] M -- 必要に応じ --> P[県防災砂防課] M -- 必要に応じ --> Q[県警警備課] M -- 必要に応じ --> R[自衛隊] M -- 必要に応じ --> S[東日本旅客鉄道(株)仙台支社] M -- 必要に応じ --> T[（一財）河川情報センター] N --> H O --> H P --> H Q --> H R --> H S --> H T --> H </pre> <p>(略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	51	<p>(2) 水防警報 (略)</p> <p>水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）</p> <pre> graph TD subgraph TopRow [] A[東北地方整備局] --> B[東北地方整備局 北上川下流河川事務所] B --> C[関係出張所] end C --> D[石巻市] D --> E[市民] D --> F[関係機関等] D --> G[雨量・水位観測所] D --> H[東部土木事務所] D --> I[石巻地区広域行政事務組合消防本部] D --> J[東部地方振興事務所] D --> K[関係機関] D --> L[報道機関] D --> M[県水防本部(河川課)] M -- 必要に応じ --> N[県防災推進課] M -- 必要に応じ --> O[県保健福祉総務課] M -- 必要に応じ --> P[県防災砂防課] M -- 必要に応じ --> Q[県警警備課] M -- 必要に応じ --> R[自衛隊] M -- 必要に応じ --> S[東日本旅客鉄道(株)仙台支社] M -- 必要に応じ --> T[（一財）河川情報センター] N --> H O --> H P --> H Q --> H R --> H S --> H T --> H </pre> <p>(3)～(4) (略)</p>	宮城県の組織変更に伴う修正

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
50	<p>5 土砂災害警戒情報 (1) 土砂災害警戒情報の伝達及び体制準備 (略)</p> <p>土砂災害警報情報の伝達</p>	52	<p>5 土砂災害警戒情報 (1) 土砂災害警戒情報の伝達及び体制準備 (略)</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達</p>	宮城県の組織変更に伴う修正
50	<p>(2) 要配慮者利用施設への伝達 市は、土砂災害危険箇所等にある要配慮者利用施設で、円滑な警戒避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、その施設に電話・FAXその他の手段で伝達する。</p>	52	<p>(2) 要配慮者利用施設への伝達 市は、土砂災害警戒区域等にある要配慮者利用施設で、円滑な警戒避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、その施設に電話・FAXその他の手段で伝達する。</p>	国土交通省通知に合わせた処置
51	<p>第2節 防災活動体制 第1 配備体制 【地震災害対策編／第2章／第1節／第1 配備体制】<u>と同様</u>とする。(地-69) 第2 災害対策本部 【地震災害対策編／第2章／第1節／第2 災害対策本部】<u>と同様</u>とする。(地-75) 第3 警戒本部・特別警戒本部 【地震災害対策編／第2章／第1節／第3 警戒本部・特別警戒本部】<u>と同様</u>とする。(地-86) 第4 各機関の体制 【地震災害対策編／第2章／第1節／第4 各機関の体制】<u>と同様</u>とする。(地-87)</p>	53	<p>第2節 防災活動体制 第1 配備体制 【地震災害対策編／第2章／第1節／第1 配備体制】<u>を準用</u>する。(地-75) 第2 災害対策本部 【地震災害対策編／第2章／第1節／第2 災害対策本部】<u>を準用</u>する。(地-81) 第3 警戒本部・特別警戒本部 【地震災害対策編／第2章／第1節／第3 警戒本部・特別警戒本部】<u>を準用</u>する。(地-90) 第4 各機関の体制 【地震災害対策編／第2章／第1節／第4 各機関の体制】<u>を準用</u>する。(地-91)</p>	用語の統一

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
52	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報管理体制</td><td>(略)</td><td>宮城県<u>復興・危機管理総務</u>課、 東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関</td></tr> <tr> <td>第2 被害情報の収集・報告</td><td><u>各災対部・支部</u></td><td><u>宮城県復興・危機管理総務</u>課、 <u>東部地方振興事務所</u>、<u>石巻警察署</u>、<u>河北警察署</u>、<u>石巻地区広域行政事務組合</u>消防本部、<u>石巻地方広域水道企業団</u>、<u>石巻地区広域行政事務組合</u>、その他関係機関</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 情報管理体制	(略)	宮城県 <u>復興・危機管理総務</u> 課、 東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関	第2 被害情報の収集・報告	<u>各災対部・支部</u>	<u>宮城県復興・危機管理総務</u> 課、 <u>東部地方振興事務所</u> 、 <u>石巻警察署</u> 、 <u>河北警察署</u> 、 <u>石巻地区広域行政事務組合</u> 消防本部、 <u>石巻地方広域水道企業団</u> 、 <u>石巻地区広域行政事務組合</u> 、その他関係機関	(新設)			54	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報管理体制</td><td>(略)</td><td>宮城県<u>防災推進</u>課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関</td></tr> <tr> <td>第2 被害情報の収集・報告</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>第3 通信・放送手段の確保</u></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 情報管理体制	(略)	宮城県 <u>防災推進</u> 課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関	第2 被害情報の収集・報告			<u>第3 通信・放送手段の確保</u>			組織変更に伴う修正 県計画との整合
項目	担当	関係機関																										
第1 情報管理体制	(略)	宮城県 <u>復興・危機管理総務</u> 課、 東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関																										
第2 被害情報の収集・報告	<u>各災対部・支部</u>	<u>宮城県復興・危機管理総務</u> 課、 <u>東部地方振興事務所</u> 、 <u>石巻警察署</u> 、 <u>河北警察署</u> 、 <u>石巻地区広域行政事務組合</u> 消防本部、 <u>石巻地方広域水道企業団</u> 、 <u>石巻地区広域行政事務組合</u> 、その他関係機関																										
(新設)																												
項目	担当	関係機関																										
第1 情報管理体制	(略)	宮城県 <u>防災推進</u> 課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関																										
第2 被害情報の収集・報告																												
<u>第3 通信・放送手段の確保</u>																												
52	<p>第1 情報管理体制 【地震災害対策編／第2章／第2節／第1 情報管理体制】<u>と同様と</u>する。(地-88)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告 【地震災害対策編／第2章／第2節／第2 被害情報の収集・報告】<u>と同様と</u>する。(地-89)</p> <p><u>(新設)</u></p>	54	<p>第1 情報管理体制 【地震災害対策編／第2章／第2節／第1 情報管理体制】<u>を準用</u>する。(地-92)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告 【地震災害対策編／第2章／第2節／第2 被害情報の収集・報告】<u>を準用</u>する。(地-93)</p> <p><u>第3 通信・放送手段の確保</u> 【地震災害対策編／第2章／第2節／第5 通信・放送手段の確保】<u>を準用</u>する。(地-101)</p>	用語の統一 県計画との整合																								
53	第4節 通信・放送施設の確保 (略)	55	第4節 通信・放送施設の確保 (略)																									
55	<p>第5節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 社会的混乱の防止</td><td>(総) 本部連絡室、● (総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 市民への広報</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3 報道機関への対応</td><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 社会的混乱の防止	(総) 本部連絡室、● (総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班		第2 市民への広報			第3 報道機関への対応	(略)		57	<p>第5節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 社会的混乱の防止</td><td>(危) 本部連絡室、● (総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 市民等への広報</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3 報道機関への対応</td><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 社会的混乱の防止	(危) 本部連絡室、● (総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班		第2 市民等への広報			第3 報道機関への対応	(略)		用語の統一 組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 社会的混乱の防止	(総) 本部連絡室、● (総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班																											
第2 市民への広報																												
第3 報道機関への対応	(略)																											
項目	担当	関係機関																										
第1 社会的混乱の防止	(危) 本部連絡室、● (総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班																											
第2 市民等への広報																												
第3 報道機関への対応	(略)																											

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
55	<p>第1 社会的混乱の防止 【地震災害対策編／第2章／第3節／第1 社会的混乱の防止】<u>と同様と</u>する。(地-95)</p> <p>第2 市民<u>一</u>への広報 【地震災害対策編／第2章／第3節／第2 市民<u>一</u>への広報】<u>と同様と</u>する。(地-95)</p> <p>第3 報道機関への対応 【地震災害対策編／第2章／第3節／第3 報道機関への対応】<u>と同様と</u>する。(地-97)</p>	57	<p>第1 社会的混乱の防止 【地震災害対策編／第2章／第3節／第1 社会的混乱の防止】<u>を準用</u>する。(地-103)</p> <p>第2 市民<u>等</u>への広報 【地震災害対策編／第2章／第3節／第2 市民<u>等</u>への広報】<u>を準用</u>する。(地-103)</p> <p>第3 報道機関への対応 【地震災害対策編／第2章／第3節／第3 報道機関への対応】<u>を準用</u>する。(地-105)</p>	用語の統一												
56	<p>第6節 警戒活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 水防対策</td> <td>● (総) 本部連絡室、(消) 消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 水防対策	● (総) 本部連絡室、(消) 消防団	(略)	58	<p>第6節 警戒活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 水防対策</td> <td>● (危) 本部連絡室、(消) 消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 水防対策	● (危) 本部連絡室、(消) 消防団	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 水防対策	● (総) 本部連絡室、(消) 消防団	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 水防対策	● (危) 本部連絡室、(消) 消防団	(略)														
56	<p>第1 水防対策 1～2 (略) 3 水防活動 (1)～(2) (略) (3) 水門等の操作</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-6の抜粋</p> <p>第3 水防活動 4 (略) 5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、<u>一</u>水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。 6 (略)</p>	58	<p>第1 水防対策 1～2 (略) 3 水防活動 (1)～(2) (略) (3) 水門等の操作</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-6の抜粋</p> <p>第3 水防活動 4 (略) 5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、<u>洪</u>水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。 6 (略)</p>	県計画との整合												
57	<p>第7節 相互応援活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自治体等への応援要請</td> <td>(総) 本部連絡室、● (総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自治体等への応援要請	(総) 本部連絡室、● (総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)	59	<p>第7節 相互応援活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自治体等への応援要請</td> <td>(危) 本部連絡室、● (総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、● (総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 自治体等への応援要請	(総) 本部連絡室、● (総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、● (総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)														
57	<p>第1 自治体等への応援要請 【地震災害対策編／第2章／第4節／第1 自治体等への応援要請】<u>と同様と</u>する。(地-98)</p>	59	<p>第1 自治体等への応援要請 【地震災害対策編／第2章／第4節／第1 自治体等への応援要請】<u>を準用</u>する。(地-106)</p>	用語の統一												
58	<p>第8節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用 【地震災害対策編／第2章／第5節／第1 災害救助法の適用】<u>と同様と</u>する。(地-100)</p> <p>第2 救助の種類 【地震災害対策編／第2章／第5節／第2 救助の種類】<u>と同様と</u>する。(地-101)</p>	60	<p>第8節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用 【地震災害対策編／第2章／第5節／第1 災害救助法の適用】<u>を準用</u>する。(地-108)</p> <p>第2 救助の種類 【地震災害対策編／第2章／第5節／第2 救助の種類】<u>を準用</u>する。(地-109)</p>	用語の統一												

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
59	第9節 自衛隊の災害派遣 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 自衛隊の災害派遣</td><td>(総) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自衛隊の災害派遣	(総) 本部連絡室	(略)	61	第9節 自衛隊の災害派遣 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 自衛隊の災害派遣</td><td>(危) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	(略)	組織変更に伴う修正												
項目	担当	関係機関																										
第1 自衛隊の災害派遣	(総) 本部連絡室	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	(略)																										
59	第1 自衛隊の災害派遣 【地震災害対策編／第2章／第6節／第1 自衛隊の災害派遣】 <u>と同様と</u> する。(地-102)	61	第1 自衛隊の災害派遣 【地震災害対策編／第2章／第6節／第1 自衛隊の災害派遣】 <u>を準用</u> する。(地-110)	用語の統一																								
60	第10節 救急・救助活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 救急・救助活動</td><td>●<u>災対総務部</u>、災対建設部、 (消) 警防班</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 救急・救助活動	● <u>災対総務部</u> 、災対建設部、 (消) 警防班	(略)	62	第10節 救急・救助活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 救急・救助活動</td><td>●<u>(危) 本部連絡室</u>、災対建設部、 (消) 警防班</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 救急・救助活動	● <u>(危) 本部連絡室</u> 、災対建設部、 (消) 警防班	(略)	組織変更に伴う修正												
項目	担当	関係機関																										
第1 救急・救助活動	● <u>災対総務部</u> 、災対建設部、 (消) 警防班	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 救急・救助活動	● <u>(危) 本部連絡室</u> 、災対建設部、 (消) 警防班	(略)																										
60	第1 救急・救助活動 【地震災害対策編／第2章／第7節／第1 救急・救助活動】 <u>と同様と</u> する。(地-105)	62	第1 救急・救助活動 【地震災害対策編／第2章／第7節／第1 救急・救助活動】 <u>を準用</u> する。(地-113) <u>この場合において、同項第1／1／(1)／ア中の記述「消防・警察機関」を「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。</u>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																								
61	第11節 医療救護活動 第1 初動医療活動 【地震災害対策編／第2章／第8節／第1 初動医療活動】 <u>と同様と</u> する。(地-107)	63	第11節 医療救護活動 第1 初動医療活動 【地震災害対策編／第2章／第8節／第1 初動医療活動】 <u>を準用</u> する。(地-116)	用語の統一																								
62	第12節 交通・輸送活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 交通規制</td><td>(総) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 緊急輸送路等の確保</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3 輸送の確保</td><td>(総) 本部連絡室、●(総) 管財班</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 交通規制	(総) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班	(略)	第2 緊急輸送路等の確保	(略)	(略)	第3 輸送の確保	(総) 本部連絡室、●(総) 管財班	(略)	64	第12節 交通・輸送活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 交通規制</td><td>(危) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 緊急輸送路等の確保</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3 輸送の確保</td><td>(危) 本部連絡室、●(総) 管財班</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 交通規制	(危) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班	(略)	第2 緊急輸送路等の確保	(略)	(略)	第3 輸送の確保	(危) 本部連絡室、●(総) 管財班	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 交通規制	(総) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班	(略)																										
第2 緊急輸送路等の確保	(略)	(略)																										
第3 輸送の確保	(総) 本部連絡室、●(総) 管財班	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 交通規制	(危) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班	(略)																										
第2 緊急輸送路等の確保	(略)	(略)																										
第3 輸送の確保	(危) 本部連絡室、●(総) 管財班	(略)																										

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
62	<p>第1 交通規制</p> <p>1 警察による交通規制</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-12の抜粋</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>3 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する<u>ものとする</u>。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>2 (略)</p>	64	<p>第1 交通規制</p> <p>1 警察による交通規制</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-12の抜粋</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>3 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する<u>。</u>その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)交通マネジメント</u></p> <p>イ 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</p> <p>ロ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</p> <p>ハ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力をう。</p> <p>ニ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</p> <p>2 (略)</p>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
63	<p>3 緊急通行車両の確認</p> <p>—</p> <p><u>(1) 緊急通行車両の確認</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害対策編3-12の抜粋</p> <p>4 緊急通行車両の確認</p> <p><u>緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。</u></p> <p><u>(1) 確認対象車両</u></p> <p><u>イ 知事が行う確認事務処理</u></p>	66	<p>3 緊急通行車両の確認</p> <p><u>【地震災害対策編／第2章／第10節／第1／3 緊急通行車両の確認】を準用する。</u></p> <p><u>(地-123)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>知事は、知事部局等県有公用車両について確認し、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両に係る確認事務については地域交通政策課で、また地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両の確認事務については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ行う。</p> <p>ロ 県公安委員会が行う確認事務処理</p> <p>県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部（交通規制課）、 高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。</p> <p>(2) 申し出事項</p> <p>緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出で確認を受ける。</p> <p>なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。</p> <p>イ 車両番号標に標示されている番号</p> <p>ロ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）</p> <p>ハ 使用者の住所、氏名</p> <p>ニ 出発地</p> <p>ホ その他参考事項</p> <p>(3) 標章等の交付</p> <p>知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。</p> <p>(4) 交付状況の把握</p> <p>(3)により標章等を交付した場合、復興・危機管理総務課及び交通規制課に報告することとし、(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。復興・危機管理総務課及び交通規制課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>市は、事前届出をしていない車両や、災害対策を行う他機関、団体の使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。</p> <p>※ 県地域防災計画資料編「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」</p> <p>※ 資料第15 緊急通行車両確認証明書の様式及び標章</p>		(削除)	
64	<p>第2 緊急輸送路等の確保</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第10節／第2 緊急輸送路等の確保】<u>と同様と</u>する。 (地-<u>114</u>)</p> <p>第3 輸送の確保</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第10節／第3 輸送の確保】<u>と同様と</u>する。(地-<u>116</u>)</p>	66	<p>第2 緊急輸送路等の確保</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第10節／第2 緊急輸送路等の確保】<u>を準用</u>する。(地-<u>124</u>)</p> <p>第3 輸送の確保</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第10節／第3 輸送の確保】<u>を準用</u>する。(地-<u>126</u>)</p>	用語の統一

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																																																		
65	第13節 ヘリコプターの活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 ヘリコプターの活用</td><td>(総) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 ヘリコプターの活用	(総) 本部連絡室	(略)	67	第13節 ヘリコプターの活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 ヘリコプターの活用</td><td>(危) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	(略)	組織変更に伴う修正																																																						
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 ヘリコプターの活用	(総) 本部連絡室	(略)																																																																				
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	(略)																																																																				
65	第1 ヘリコプターの活用 【地震災害対策編／第2章／第11節／第1 ヘリコプターの活用】 <u>と同様とする。</u> (地-117)	67	第1 ヘリコプターの活用 【地震災害対策編／第2章／第11節／第1 ヘリコプターの活用】 <u>を準用する。</u> (地-127)	用語の統一																																																																		
66	第14節 避難活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 避難活動の基本</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2 避難<u>指示等の発令</u></td><td>● (総) 本部連絡室、(総) 広報班、(消) 警防班</td><td>石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署</td></tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第4 避難所の開設</td><td>(総) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班</td><td></td></tr> <tr> <td>第5 避難所の運営</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援<u>対策</u></td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第7 帰宅困難者対策</td><td>(総) 本部連絡室、● (産) 観光班</td><td></td></tr> <tr> <td>第8 孤立集落対策</td><td>● (総) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第9 広域避難</td><td>● (総) 本部連絡室、(保) 避難収容班</td><td></td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td></td><td></td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難活動の基本			第2 避難 <u>指示等の発令</u>	● (総) 本部連絡室、(総) 広報班、(消) 警防班	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署	第3 避難誘導	(略)	(略)	第4 避難所の開設	(総) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班		第5 避難所の運営	(略)	(略)	第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援 <u>対策</u>	(略)		第7 帰宅困難者対策	(総) 本部連絡室、● (産) 観光班		第8 孤立集落対策	● (総) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)	第9 広域避難	● (総) 本部連絡室、(保) 避難収容班		<u>(新設)</u>			68	第14節 避難活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 避難活動の基本</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第2 避難<u>の指示等</u></td><td>市長、● (危) 本部連絡室</td><td></td></tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第4 避難所の開設</td><td>(危) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班</td><td></td></tr> <tr> <td>第5 避難所の運営</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第7 帰宅困難者対策</td><td>(危) 本部連絡室、● (産) 観光班</td><td></td></tr> <tr> <td>第8 孤立集落対策</td><td>● (危) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第9 広域避難</td><td>● (危) 本部連絡室、(保) 避難収容班</td><td></td></tr> <tr> <td><u>第10 在宅避難者への支援</u></td><td></td><td></td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難活動の基本			第2 避難 <u>の指示等</u>	市長、● (危) 本部連絡室		第3 避難誘導	(略)	(略)	第4 避難所の開設	(危) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班		第5 避難所の運営	(略)	(略)	第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	(略)		第7 帰宅困難者対策	(危) 本部連絡室、● (産) 観光班		第8 孤立集落対策	● (危) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)	第9 広域避難	● (危) 本部連絡室、(保) 避難収容班		<u>第10 在宅避難者への支援</u>			災対組織図の反映 組織変更に伴う修正 県計画との整合
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 避難活動の基本																																																																						
第2 避難 <u>指示等の発令</u>	● (総) 本部連絡室、(総) 広報班、(消) 警防班	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署																																																																				
第3 避難誘導	(略)	(略)																																																																				
第4 避難所の開設	(総) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班																																																																					
第5 避難所の運営	(略)	(略)																																																																				
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援 <u>対策</u>	(略)																																																																					
第7 帰宅困難者対策	(総) 本部連絡室、● (産) 観光班																																																																					
第8 孤立集落対策	● (総) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)																																																																				
第9 広域避難	● (総) 本部連絡室、(保) 避難収容班																																																																					
<u>(新設)</u>																																																																						
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 避難活動の基本																																																																						
第2 避難 <u>の指示等</u>	市長、● (危) 本部連絡室																																																																					
第3 避難誘導	(略)	(略)																																																																				
第4 避難所の開設	(危) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班																																																																					
第5 避難所の運営	(略)	(略)																																																																				
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	(略)																																																																					
第7 帰宅困難者対策	(危) 本部連絡室、● (産) 観光班																																																																					
第8 孤立集落対策	● (危) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)																																																																				
第9 広域避難	● (危) 本部連絡室、(保) 避難収容班																																																																					
<u>第10 在宅避難者への支援</u>																																																																						

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																																						
66	<p>第1 (略)</p> <p>第2 避難<u>指示等の発令</u></p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 避難情報発令の判断基準</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">避難の指示等の実施権者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市長</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法 第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事</td> <td>・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>災害対策基本法 第60条第<u>5</u>項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警察官</td> <td>・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法 第61条</td> </tr> <tr> <td>・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td>・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事又は知事の命を受けた県職員</td> <td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>水防法第29条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	指示を行う要件	根拠法令	市長	—	—	・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項	—	—	知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第 <u>5</u> 項	警察官	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条	知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	68	<p>第1 (略)</p> <p>第2 避難<u>の</u>指示等</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 避難情報発令の判断基準</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">避難の指示等の実施権者及び要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市長</td> <td>・高齢者等避難：災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう配慮する必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法 第56条第2項</td> </tr> <tr> <td>・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法 第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>・緊急安全確保：災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法 第60条第3項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事</td> <td>・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法 第60条第<u>6</u>項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警察官</td> <td>・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法 第61条</td> </tr> <tr> <td>・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td>・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事又は知事の命を受けた県職員</td> <td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第29条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	指示を行う要件	根拠法令	市長	・高齢者等避難：災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう配慮する必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第56条第2項	・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項	・緊急安全確保：災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第3項	知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第60条第 <u>6</u> 項	警察官	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条	知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	<p>県計画との整合 現行法令の確認</p>
発令権者	指示を行う要件	根拠法令																																																								
市長	—	—																																																								
	・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項																																																								
	—	—																																																								
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第 <u>5</u> 項																																																								
	警察官	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条																																																							
・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき		警察官職務執行法第4条																																																								
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官		・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条																																																							
	知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条																																																							
水防管理者		・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条																																																							
発令権者	指示を行う要件	根拠法令																																																								
市長	・高齢者等避難：災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう配慮する必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第56条第2項																																																								
	・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項																																																								
	・緊急安全確保：災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第3項																																																								
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第60条第 <u>6</u> 項																																																								
	警察官	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条																																																							
・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき		警察官職務執行法第4条																																																								
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官		・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条																																																							
	知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条																																																							
水防管理者		・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条																																																							

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
69	<p>4 避難の指示 <u>の</u> 内容及び周知</p> <p>—</p> <p>(1) 避難指示等の内容</p> <p>避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。</p> <p>ア 避難対象地域</p> <p>イ 避難先</p> <p>ウ 避難経路</p> <p>エ 避難指示の理由</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>(2) 避難の周知</p> <p>ア 市は、避難指示等の伝達を次の方法で行う。</p> <p>(ア) 防災行政無線</p> <p>(イ) 広報車</p> <p>(ウ) 緊急速報メール、エリアメール、災害情報メール、市ホームページ</p> <p>(エ) ラジオ、テレビ</p> <p>(オ) コミュニティ FM (ラジオ石巻)</p> <p>イ 避難の必要が無くなったときは、その旨公示する。</p> <p>(3) 関係機関への報告・通知</p> <p>市は、避難指示等の発令又は解除を実施したときは、その旨を県に報告するとともに、警察署及び消防本部等に通知する。</p> <p>5 (略)</p>	71	<p>4 避難の指示 <u>等</u> の内容及び周知</p> <p><u>【地震災害対策編／第2章／第12節／第2 避難の指示等の内容及び周知】を準用する。(地-129)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			頁	修正案			修正理由等																																				
70	<p>6 警戒区域の設定 (略) 警戒区域の設定権者及び要件・内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>設定の要件・内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。</td> <td>災害対策基本法第73条</td> </tr> <tr> <td>水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者</td> <td>○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。</td> <td>水防法第21条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官</td> <td>○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> </tbody> </table>			設定権者	設定の要件・内容	根拠法令	市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条	知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条	水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条	警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	災害対策基本法第63条	災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条	72	<p>6 警戒区域の設定 (略) 警戒区域の設定権者及び要件・内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>設定の要件・内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</td> <td>災害対策基本法第63条 <u>第1項</u></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。</td> <td>災害対策基本法第73条 <u>第1項</u></td> </tr> <tr> <td>水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者</td> <td>○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。</td> <td>水防法第21条 <u>第1項</u></td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき</td> <td>災害対策基本法第63条 <u>第2項</u></td> </tr> <tr> <td>災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官</td> <td>○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。</td> <td>水防法第21条 <u>第2項</u></td> </tr> </tbody> </table>			設定権者	設定の要件・内容	根拠法令	市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条 <u>第1項</u>	知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条 <u>第1項</u>	水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条 <u>第1項</u>	警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	災害対策基本法第63条 <u>第2項</u>	災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	水防法第21条 <u>第2項</u>	現行法令の確認
設定権者	設定の要件・内容	根拠法令																																										
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条																																										
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条																																										
水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条																																										
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	災害対策基本法第63条																																										
災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条																																										
設定権者	設定の要件・内容	根拠法令																																										
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条 <u>第1項</u>																																										
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条 <u>第1項</u>																																										
水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条 <u>第1項</u>																																										
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	災害対策基本法第63条 <u>第2項</u>																																										
災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	水防法第21条 <u>第2項</u>																																										

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
70	<p>第3 避難誘導 【地震災害対策編／第2章／第12節／第3 避難誘導】<u>と同様と</u>する。(地-119)</p> <p>第4 避難所の開設 【地震災害対策編／第2章／第12節／第4 避難所の開設】<u>と同様と</u>する。(地-120)</p> <p>第5 避難所の運営 【地震災害対策編／第2章／第12節／第5 避難所の運営】<u>と同様と</u>する。(地-120)</p> <p>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援<u>対策</u> 【地震災害対策編／第2章／第12節／第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援<u>対策】<u>と同様と</u>する。(地-122)</u></p> <p>第7 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第2章／第12節／第7 帰宅困難者対策】<u>と同様と</u>する。(地-122)</p> <p>第8 孤立集落対策 【地震災害対策編／第2章／第12節／第8 孤立集落対策】<u>と同様と</u>する。(地-123)</p> <p>第9 広域避難 【地震災害対策編／第2章／第12節／第9 広域避難】<u>と同様と</u>する。(地-123)</p>	72	<p>第3 避難誘導 【地震災害対策編／第2章／第12節／第3 避難誘導】<u>を準用</u>する。(地-130) この場合において、同項3中の記述「地震発生時」を「災害発生時」と読み替える。</p> <p>第4 避難所の開設 【地震災害対策編／第2章／第12節／第4 避難所の開設】<u>を準用</u>する。(地-130)</p> <p>第5 避難所の運営 【地震災害対策編／第2章／第12節／第5 避難所の運営】<u>を準用</u>する。(地-130)</p> <p>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援 【地震災害対策編／第2章／第12節／第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援】<u>を準用</u>する。(地-133)</p> <p>第7 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第2章／第12節／第7 帰宅困難者対策】<u>を準用</u>する。(地-134)</p> <p>第8 孤立集落対策 【地震災害対策編／第2章／第12節／第8 孤立集落対策】<u>を準用</u>する。(地-134)</p> <p>第9 広域避難 【地震災害対策編／第2章／第12節／第9 広域避難】<u>を準用</u>する。(地-134)</p> <p>第10 在宅避難者への支援 【地震災害対策編／第2章／第12節／第10 在宅避難者への支援】<u>を準用</u>する。(地-135)</p>	県地域防災計画変更の反映 用語の統一																								
72	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保</td> <td>●（保）<u>仮設住宅管理班、(建)建築班</u></td> <td>東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県<u>震災援護室</u></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等</td> <td>●（保）<u>仮設住宅管理班、(建)住宅班</u></td> <td>宮城県<u>震災援護室</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 住宅の応急修理	(略)		第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	●（保） <u>仮設住宅管理班、(建)建築班</u>	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>震災援護室</u>	第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	●（保） <u>仮設住宅管理班、(建)住宅班</u>	宮城県 <u>震災援護室</u>	74	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保</td> <td>●（保）<u>生活再建支援班、(建)建築班</u></td> <td>東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県<u>復興支援・伝承課</u></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等</td> <td>●（保）<u>生活再建支援班、(建)住宅班</u></td> <td>宮城県<u>復興支援・伝承課</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 住宅の応急修理	(略)		第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	●（保） <u>生活再建支援班、(建)建築班</u>	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>	第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	●（保） <u>生活再建支援班、(建)住宅班</u>	宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>	災対組織図の反映 関係機関の組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 住宅の応急修理	(略)																											
第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	●（保） <u>仮設住宅管理班、(建)建築班</u>	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>震災援護室</u>																										
第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	●（保） <u>仮設住宅管理班、(建)住宅班</u>	宮城県 <u>震災援護室</u>																										
項目	担当	関係機関																										
第1 住宅の応急修理	(略)																											
第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	●（保） <u>生活再建支援班、(建)建築班</u>	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>																										
第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	●（保） <u>生活再建支援班、(建)住宅班</u>	宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>																										

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
72	<p>第1 住宅の応急修理 【地震災害対策編／第2／第13節／第1 住宅の応急修理】<u>と同様とする</u>。(地-124)</p> <p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保 【地震災害対策編／第2／第13節／第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保】<u>と同様とする</u>。(地-124)</p> <p>第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等 【地震災害対策編／第2／第13節／第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等】<u>と同様とする</u>。(地-125)</p>	74	<p>第1 住宅の応急修理 【地震災害対策編／第2／第13節／第1 住宅の応急修理】<u>を準用する</u>。(地-136)</p> <p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保 【地震災害対策編／第2／第13節／第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保】<u>を準用する</u>。(地-136)</p> <p>第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等 【地震災害対策編／第2／第13節／第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等】<u>を準用する</u>。(地-137)</p>	用語の統一																														
73	<p>第16節 相談活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 相談活動</td> <td>●<u>災対総務部</u>、(保)生活再建支援班、災害対策支部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 相談活動	● <u>災対総務部</u> 、(保)生活再建支援班、災害対策支部		75	<p>第16節 相談活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 相談活動</td> <td>●<u>(危) 本部連絡室</u>、(保)生活再建支援班、災害対策支部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 相談活動	● <u>(危) 本部連絡室</u> 、(保)生活再建支援班、災害対策支部		組織変更に伴う修正																		
項目	担当	関係機関																																
第1 相談活動	● <u>災対総務部</u> 、(保)生活再建支援班、災害対策支部																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 相談活動	● <u>(危) 本部連絡室</u> 、(保)生活再建支援班、災害対策支部																																	
73	<p>第1 相談活動 【地震災害対策編／第2章／第14節／第1 相談活動】<u>と同様とする</u>。(地-128)</p>	75	<p>第1 相談活動 【地震災害対策編／第2章／第14節／第1 相談活動】<u>を準用する</u>。(地-140)</p>	用語の統一																														
74	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害発生時避難支援の構築</td> <td>(総) 本部連絡室、(復)応援班 (地域振興課)、(保)救護班、</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導等の支援</td> <td>●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難所等における支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 外国人や旅行者への支援</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 災害発生時避難支援の構築	(総) 本部連絡室、(復)応援班 (地域振興課)、(保)救護班、	(略)	第2 避難誘導等の支援	●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班		第3 避難所等における支援			第4 外国人や旅行者への支援	(略)		76	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害発生時避難支援の構築</td> <td>(危) 本部連絡室、(復)応援班 (地域振興課)、(保)救護班、</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導等の支援</td> <td>●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難所等における支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 外国人や旅行者への支援</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 災害発生時避難支援の構築	(危) 本部連絡室、(復)応援班 (地域振興課)、(保)救護班、	(略)	第2 避難誘導等の支援	●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班		第3 避難所等における支援			第4 外国人や旅行者への支援	(略)		組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																
第1 災害発生時避難支援の構築	(総) 本部連絡室、(復)応援班 (地域振興課)、(保)救護班、	(略)																																
第2 避難誘導等の支援	●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班																																	
第3 避難所等における支援																																		
第4 外国人や旅行者への支援	(略)																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 災害発生時避難支援の構築	(危) 本部連絡室、(復)応援班 (地域振興課)、(保)救護班、	(略)																																
第2 避難誘導等の支援	●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班																																	
第3 避難所等における支援																																		
第4 外国人や旅行者への支援	(略)																																	

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
74	<p>第1 災害発生時避難支援の構築 【地震災害対策編／第2章／第15節／第1 災害発生時避難支援の構築】<u>と同様と</u>する。(地-129)</p> <p>第2 避難誘導等の支援 【地震災害対策編／第2章／第15節／第2 避難誘導等の支援】<u>と同様と</u>する。(地-129)</p> <p>第3 避難所等における支援 【地震災害対策編／第2章／第15節／第3 避難所等における支援】<u>と同様と</u>する。(地-130)</p> <p>第4 外国人や旅行者への支援 【地震災害対策編／第2章／第15節／第4 外国人や旅行者への支援】<u>と同様と</u>する。(地-131)</p>	76	<p>第1 災害発生時避難支援の構築 【地震災害対策編／第2章／第15節／第1 災害発生時避難支援の構築】<u>を準用</u>する。(地-141)</p> <p>第2 避難誘導等の支援 【地震災害対策編／第2章／第15節／第2 避難誘導等の支援】<u>を準用</u>する。(地-141)</p> <p>第3 避難所等における支援 【地震災害対策編／第2章／第15節／第3 避難所等における支援】<u>を準用</u>する。(地-142)</p> <p>第4 外国人や旅行者への支援 【地震災害対策編／第2章／第15節／第4 外国人や旅行者への支援】<u>を準用</u>する。(地-143)</p>	用語の統一												
75	<p>第18節 <u>愛玩</u>動物の収容対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>ペット</u>対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 <u>ペット</u> 対策	(略)	(略)	77	<p>第18節 <u>家庭</u>動物の収容対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>家庭動物</u>に対する対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 <u>家庭動物</u> に対する対策	(略)	(略)	県地域防災計画変更の反映
項目	担当	関係機関														
第1 <u>ペット</u> 対策	(略)	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 <u>家庭動物</u> に対する対策	(略)	(略)														
75	<p>第1 <u>ペット</u>対策 【地震災害対策編／第2章／第16節／第1 <u>ペット</u>対策】<u>と同様と</u>する。(地-132)</p>	77	<p>第1 <u>家庭動物</u>に対する対策 【地震災害対策編／第2章／第16節／第1 <u>家庭動物</u>に対する対策】<u>を準用</u>する。(地-144)</p>	県地域防災計画変更の反映												
76	<p>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 食料の供給 【地震災害対策編／第2章／第17節／第1 食料の供給】<u>と同様と</u>する。(地-133)</p> <p>第2 生活物資の供給 【地震災害対策編／第2章／第17節／第2 生活物資の供給】<u>と同様と</u>する。(地-134)</p> <p>第3 給水 【地震災害対策編／第2章／第17節／第3 給水】<u>と同様と</u>する。(地-135)</p> <p>第4 救援物資の受入れ 【地震災害対策編／第2章／第17節／第4 救援物資の受入れ】<u>と同様と</u>する。(地-136)</p> <p>第5 物資集配拠点の設置 【地震災害対策編／第2章／第17節／第5 物資集配拠点の設置】<u>と同様と</u>する。(地-136)</p>	78	<p>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 食料の供給 【地震災害対策編／第2章／第17節／第1 食料の供給】<u>を準用</u>する。(地-146)</p> <p>第2 生活物資の供給 【地震災害対策編／第2章／第17節／第2 生活物資の供給】<u>を準用</u>する。(地-148)</p> <p>第3 給水 【地震災害対策編／第2章／第17節／第3 給水】<u>を準用</u>する。(地-148)</p> <p>第4 救援物資の受入れ 【地震災害対策編／第2章／第17節／第4 救援物資の受入れ】<u>を準用</u>する。(地-149)</p> <p>第5 物資集配拠点の設置 【地震災害対策編／第2章／第17節／第5 物資集配拠点の設置】<u>を準用</u>する。(地-149)</p>	用語の統一												
77	<p>第20節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 防疫活動 【地震災害対策編／第2章／第18節／第1 防疫活動】<u>と同様と</u>する。(地-137)</p>	79	<p>第20節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 防疫活動 【地震災害対策編／第2章／第18節／第1 防疫活動】<u>を準用</u>する。(地-150)</p>	用語の統一												

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
	第2 保健衛生活動 【地震災害対策編／第2章／第18節／第2 保健衛生活動】 <u>と同様と</u> する。(地-138)		第2 保健衛生活動 【地震災害対策編／第2章／第18節／第2 保健衛生活動】 <u>を準用</u> する。(地-151)																									
78	第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 遺体の搜索</td> <td>●(総) 本部連絡室、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の収容・処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋葬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 遺体の搜索	●(総) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)	第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)	第3 遺体の埋葬	(略)	(略)	80	第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 遺体の搜索</td> <td>●(危) 本部連絡室、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の収容・処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋葬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 遺体の搜索	●(危) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)	第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)	第3 遺体の埋葬	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 遺体の搜索	●(総) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)																										
第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)																										
第3 遺体の埋葬	(略)	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 遺体の搜索	●(危) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)																										
第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)																										
第3 遺体の埋葬	(略)	(略)																										
78	第1 遺体の搜索 【地震災害対策編／第2章／第19節／第1 遺体の搜索】 <u>と同様と</u> する。(地-141) 第2 遺体の収容・処理 【地震災害対策編／第2章／第19節／第2 遺体の収容・処理】 <u>と同様と</u> する。(地-141) 第3 遺体の埋葬 【地震災害対策編／第2章／第19節／第3 遺体の埋葬】 <u>と同様と</u> する。(地-142)	80	第1 遺体の搜索 【地震災害対策編／第2章／第19節／第1 遺体の搜索】 <u>を準用</u> する。(地-154) 第2 遺体の収容・処理 【地震災害対策編／第2章／第19節／第2 遺体の収容・処理】 <u>を準用</u> する。(地-154) 第3 遺体の埋葬 【地震災害対策編／第2章／第19節／第3 遺体の埋葬】 <u>を準用</u> する。(地-155)	用語の統一																								
79	第22節 災害廃棄物処理活動 第1 災害廃棄物の処理 【地震災害対策編／第2章／第20節／第1 災害廃棄物の処理】 <u>と同様と</u> する。(地-143) 第2 し尿の処理 【地震災害対策編／第2章／第20節／第2 し尿の処理】 <u>と同様と</u> する。(地-144)	81	第22節 災害廃棄物処理活動 第1 災害廃棄物の処理 【地震災害対策編／第2章／第20節／第1 災害廃棄物の処理】 <u>を準用</u> する。(地-156) 第2 し尿の処理 【地震災害対策編／第2章／第20節／第2 し尿の処理】 <u>を準用</u> する。(地-157)	用語の統一																								
80	第23節 社会秩序維持活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 警備対策</td> <td>(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 物価監視</td> <td>(保) 応援班 (総合相談センター)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 警備対策	(消) 警防班	(略)	第2 物価監視	(保) 応援班 (総合相談センター)	(略)	82	第23節 社会秩序維持活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 警備対策</td> <td>地域安全推進課、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 物価監視</td> <td>地域安全推進課、(保) 応援班 (総合相談センター)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 警備対策	地域安全推進課、(消) 警防班	(略)	第2 物価監視	地域安全推進課、(保) 応援班 (総合相談センター)	(略)	災対組織図の反映						
項目	担当	関係機関																										
第1 警備対策	(消) 警防班	(略)																										
第2 物価監視	(保) 応援班 (総合相談センター)	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 警備対策	地域安全推進課、(消) 警防班	(略)																										
第2 物価監視	地域安全推進課、(保) 応援班 (総合相談センター)	(略)																										
80	第1 警備対策 【地震災害対策編／第2章／第21節／第1 警備対策】 <u>と同様と</u> する。(地-145) 第2 物価監視 【地震災害対策編／第2章／第21節／第2 物価監視】 <u>と同様と</u> する。(地-145)	82	第1 警備対策 【地震災害対策編／第2章／第21節／第1 警備対策】 <u>を準用</u> する。(地-158) 第2 物価監視 【地震災害対策編／第2章／第21節／第2 物価監視】 <u>を準用</u> する。(地-158)	用語の統一																								

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
81	<p>第 24 節 教育活動</p> <p>第 1 災害発生時の対応</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 1 災害発生時の対応】<u>と同様と</u>する。(地-146)</p> <p>第 2 学校施設等の応急措置</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 2 学校施設等の応急措置】<u>と同様と</u>する。(地-146)</p> <p>第 3 教育の実施</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 3 教育の実施】<u>と同様と</u>する。(地-147)</p> <p>第 4 文化財対策</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 4 文化財対策】<u>と同様と</u>する。(地-148)</p>	83	<p>第 24 節 教育活動</p> <p>第 1 災害発生時の対応</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 1 災害発生時の対応】<u>を準用</u>する。(地-159)</p> <p>第 2 学校施設等の応急措置</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 2 学校施設等の応急措置】<u>を準用</u>する。(地-159)</p> <p>第 3 教育の実施</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 3 教育の実施】<u>を準用</u>する。(地-160)</p> <p>第 4 文化財対策</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 22 節／第 4 文化財対策】<u>を準用</u>する。(地-161)</p>	用語の統一												
82	<p>第 25 節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第 1 防災資機材の確保</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 23 節／第 1 防災資機材の確保】<u>と同様と</u>する。(地-149)</p> <p>第 2 労働力の確保</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 23 節／第 2 労働力の確保】<u>と同様と</u>する。(地-149)</p>	84	<p>第 25 節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第 1 防災資機材の確保</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 23 節／第 1 防災資機材の確保】<u>を準用</u>する。(地-162)</p> <p>第 2 労働力の確保</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 23 節／第 2 労働力の確保】<u>を準用</u>する。(地-162)</p>	用語の統一												
83	<p>第 26 節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第 1 公共土木施設</p> <p>—</p> <p>1 道路</p> <p>(略)</p>	85	<p>第 26 節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第 1 公共土木施設</p> <p>1 交通対策</p> <p>【地震災害対策編／第 2 章／第 24 節／第 1 / 1 交通対策】<u>を準用</u>する。(地-163)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画変更の反映												
83	<p>2 海岸保全施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26 の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 県の対応</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急点検</td> </tr> <tr> <td>海岸管理者は、<u>災害発生直後</u>にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 重要施設等の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに講ずるとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26 の抜粋	1 県の対応	(1) 緊急点検	海岸管理者は、 <u>災害発生直後</u> にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。	(2) 重要施設等の応急復旧	海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに講ずるとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。	85	<p>3 海岸保全施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26 の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 県の対応</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急点検</td> </tr> <tr> <td>海岸管理者は、<u>地震発生直後 (津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)</u>にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 重要施設等の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26 の抜粋	1 県の対応	(1) 緊急点検	海岸管理者は、 <u>地震発生直後 (津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)</u> にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。	(2) 重要施設等の応急復旧	海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。	項目番号の調整 県計画との整合
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26 の抜粋																
1 県の対応																
(1) 緊急点検																
海岸管理者は、 <u>災害発生直後</u> にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。																
(2) 重要施設等の応急復旧																
海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに講ずるとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。																
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26 の抜粋																
1 県の対応																
(1) 緊急点検																
海岸管理者は、 <u>地震発生直後 (津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)</u> にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。																
(2) 重要施設等の応急復旧																
海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。																

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																	
	<p>(3) 二次災害の防止対策</p> <p>海岸管理者は、<u>災害</u>発生直後から、<u>海岸保全施設</u>の点検及び現地調査<u>を綿密</u>に行い、<u>被害</u>状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p> <p>(略)</p>		<p>(3) 二次災害の防止対策</p> <p>海岸管理者は、<u>地震</u>発生直後から、<u>海岸保全施設</u>の点検及び現地調査<u>等</u>を綿密に行い、<u>被災</u>状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p> <p>(略)</p>																		
83	<p><u>3</u> 河川管理施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 県の対応</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急点検</td> </tr> <tr> <td>河川管理者は、<u>災害</u>発生直後 <u>に</u>パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋	1 県の対応	(1) 緊急点検	河川管理者は、 <u>災害</u> 発生直後 <u>に</u> パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。	(2) (略)	2 (略)	86	<p><u>4</u> 河川管理施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 県の対応</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急点検</td> </tr> <tr> <td>河川管理者は、<u>地震</u>発生直後 <u>(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)</u>にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋	1 県の対応	(1) 緊急点検	河川管理者は、 <u>地震</u> 発生直後 <u>(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)</u> にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。	(2) (略)	2 (略)	項目番号の調整 県計画との整合					
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋																					
1 県の対応																					
(1) 緊急点検																					
河川管理者は、 <u>災害</u> 発生直後 <u>に</u> パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。																					
(2) (略)																					
2 (略)																					
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋																					
1 県の対応																					
(1) 緊急点検																					
河川管理者は、 <u>地震</u> 発生直後 <u>(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)</u> にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。																					
(2) (略)																					
2 (略)																					
-	<u>(新設)</u>	86	<p><u>5</u> 林道・治山施設</p> <p><u>【地震災害対策編／第2章／第24節／第1／5 林道・治山施設】を準用する。(地-165)</u></p> <p><u>この場合において、同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」中の記述「地震発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「災害発生後」と読み替える。</u></p>	県地域防災計画変更の反映																	
84	<p><u>4</u> 港湾施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 県の対応</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める<u>ものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>2、東北地方整備局の対応</u></td> </tr> <tr> <td><u>港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 第二管区海上保安本部の対応</u></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>緊急輸送路の確保</u></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋	1 県の対応	(略)	また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める <u>ものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u>	(略)	<u>2、東北地方整備局の対応</u>	<u>港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。</u>	<u>3 第二管区海上保安本部の対応</u>	(1) <u>緊急輸送路の確保</u>	(2)	86	<p><u>6</u> 港湾施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 県の対応</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める<u>。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋	1 県の対応	(略)	また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める <u>。</u>	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	項目番号の調整 県計画との整合
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋																					
1 県の対応																					
(略)																					
また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める <u>ものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u>																					
(略)																					
<u>2、東北地方整備局の対応</u>																					
<u>港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。</u>																					
<u>3 第二管区海上保安本部の対応</u>																					
(1) <u>緊急輸送路の確保</u>																					
(2)																					
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋																					
1 県の対応																					
(略)																					
また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める <u>。</u>																					
(略)																					
<u>(削除)</u>																					
<u>(削除)</u>																					

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p><u>国土交通省と連携し港湾内の啓開作業を行い、次いで水路測量により航路を確保する。</u></p> <p><u>(2) 航路障害物の除去</u> <u>港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。</u></p> <p><u>(3) 安全情報の提供ほか</u> <u>無線放送による航行警報やホームページによる水路通報による安全情報の提供及び航路標識の復旧に努める。</u></p>			
84	<p><u>5 漁港施設</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</p> <p><u>漁港</u>管理者（県及び市町）は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。また、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める<u>ものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u> (略)</p>	87	<p><u>7 漁港施設</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</p> <p><u>海岸</u>管理者（県及び市町）は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。また、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める<u>。</u> (略)</p>	項目番号の調整 県計画との整合
85	<p><u>6 鉄道施設</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</p> <p>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) イ 仙台支社対策本部 (イ) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。 (ロ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 (丶) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。 ロ (略) (2)～(6) (略)</p>	87	<p><u>8 鉄道施設</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</p> <p>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) イ 仙台支社対策本部 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。 (イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 (ロ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。 ロ (略) (2)～(6) (略)</p>	項目番号の調整 県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
86	<p><u>7 農地・農業_施設</u></p> <p>市は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋</p> <p>県及び市町村は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <p>1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。</p> <p>2 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。</p> <p>3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。</p> <p>4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。</p>	<p><u>88 9 農地・農業用施設</u></p> <p><u>【地震災害対策編/第2章/第24節/第1/9 農地・農業用施設】を準用する。(地-167)</u></p> <p><u>この場合において、同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」中の記述「地震発生直後」を「災害発生直後」と読み替える。</u></p> <p>(削除)</p>	項目番号の調整 県地域防災計画変更の反映	
86	<p><u>8 都市公園施設</u></p> <p>市は、災害発生直後(二次災害の危険がある場合は、危険が無くなった後)にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。</p>	<p><u>88 10 都市公園施設</u></p> <p><u>【地震災害対策編/第2章/第24節/第1/10 都市公園施設】を準用する。(地-167)</u></p> <p><u>この場合において、同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」中の記述「津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後」を「二次災害の危険がある場合は、危険が無くなった後」と読み替える。</u></p>	項目番号の調整 県地域防災計画変更の反映	
86	<p><u>9 廃棄物処理施設</u></p> <p>石巻地区行政事務組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。</p>	<p><u>88 11 廃棄物処理施設</u></p> <p><u>【地震災害対策編/第2章/第24節/第1/11 廃棄物処理施設】を準用する。(地-167)</u></p>	項目番号の調整 県地域防災計画変更の反映	
86	<p><u>10 市の施設及びその他公共施設</u></p> <p>市は、防災活動の拠点となる施設を優先して被害状況調査及び保全措置を実施する。</p>	<p><u>88 12 市の施設及びその他公共施設</u></p> <p><u>【地震災害対策編/第2章/第24節/第1/12 市の施設及びその他公共施設】を準用する。(地-167)</u></p>	項目番号の調整 県地域防災計画変更の反映	
87	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 ライフライン施設</p> <p>1 上水道施設</p>	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 ライフライン施設</p> <p>1 上水道施設</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映	

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																
	<p>【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／<u>ライフライン施設</u>】と同様とする。(地-<u>155</u>)</p> <p>2 下水道施設</p> <p>市は、下水道施設の被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため応急復旧を実施する。</p>		<p>【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／<u>1 上水道施設</u>】を準用する。(地-<u>168</u>)</p> <p>2 下水道施設</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／<u>2 下水道施設</u>】を準用する。(地-<u>168</u>)</p>																	
87	<p>3 電力施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋</td> </tr> <tr> <td>電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。</td> </tr> <tr> <td>1 要員の確保 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。</td> </tr> <tr> <td>2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する</td> </tr> <tr> <td>3 広報活動 (1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。 (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 危険予防措置 電力需要の実態に考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>6 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋	電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。	1 要員の確保 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。	2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する	3 広報活動 (1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。 (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。	4 (略)	5 危険予防措置 電力需要の実態に考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。	6 (略)	89	<p>3 電力施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋</td> </tr> <tr> <td>電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。</td> </tr> <tr> <td>1 要員の確保 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。</td> </tr> <tr> <td>2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。</td> </tr> <tr> <td>3 広報活動 (1) 災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。 (2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 危険予防措置 電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>6 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋	電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。	1 要員の確保 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。	2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。	3 広報活動 (1) 災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。 (2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。	4 (略)	5 危険予防措置 電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。	6 (略)	県計画との整合
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋																				
電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。																				
1 要員の確保 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。																				
2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する																				
3 広報活動 (1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。 (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。																				
4 (略)																				
5 危険予防措置 電力需要の実態に考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。																				
6 (略)																				
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋																				
電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。																				
1 要員の確保 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。																				
2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。																				
3 広報活動 (1) 災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。 (2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。																				
4 (略)																				
5 危険予防措置 電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。																				
6 (略)																				

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
88	4 ガス施設 —	90	4 ガス施設 【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／4 ガス施設】を準用する。(地-170) この場合において、記述を以下の通りに読み替える。 ・同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋」／1／(1) 「大規模地震」を「大規模災害」と読み替える。 ・「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋」／1／(1)イ 「直ちに情報の収集」を「防災気象情報等により災害発生が予想される段階で緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集」と読み替える。 ・「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋」／1／(1)ニ 「見通し等」を「見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）」と読み替える。	県地域防災計画変更の反映
88	(1) 液化石油ガス施設 ※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋 1 液化石油ガス施設 (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。 イ 応急措置と応援要請 気象警報等により発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集（電話等）によって被害状況を掌握する。 被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に連絡する。 供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。 ロ 緊急点検 供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。 結果は（一社）宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に連絡する。 ハ 応援体制 液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報（水害時は、容器流出について	(削除)	県地域防災計画変更の反映	

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
	<p>の情報)を(一社)宮城県LPガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。</p> <p><u>ニ 情報提供</u></p> <p>被災の概況、復旧の現状と見通し等(水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告)について、(一社)宮城県LPガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。</p> <p>(2) (一社)宮城県LPガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。</p> <p>イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施</p> <p>ロ 応急供給の実施</p> <p>ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告</p> <p>ニ 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整</p> <p>ホ 二次災害防止のための広報活動</p> <p>(3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して、適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧について支援する。</p> <p>(4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。</p>																					
89	<p>(2) 都市ガス施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考</td> <td>宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-27 の抜粋</td> </tr> <tr> <td>2 都市ガス施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) ガス事業者は、災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 製造所の緊急点検と復旧対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 各施設の緊急点検と復旧対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集(電話等)を開始する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。</td> <td></td> </tr> </table>	※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-27 の抜粋	2 都市ガス施設		(1) ガス事業者は、災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。		イ 製造所の緊急点検と復旧対策		災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。		被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。		ロ 各施設の緊急点検と復旧対策		直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集(電話等)を開始する。		被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。			(削除)	県地域防災計画変更の反映
※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-27 の抜粋																					
2 都市ガス施設																						
(1) ガス事業者は、災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。																						
イ 製造所の緊急点検と復旧対策																						
災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。																						
被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。																						
ロ 各施設の緊急点検と復旧対策																						
直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集(電話等)を開始する。																						
被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。																						

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。</p> <p>なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。</p> <p>(イ) 供給停止地域の閉栓</p> <p>(ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化（公共施設が存在するブロックを優先させる。）</p> <p>(ハ) 復旧ブロック内の漏洩検査</p> <p>(ニ) 本支管、供給管漏洩箇所修理</p> <p>(ホ) 内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。）</p> <p>(ヘ) 開栓</p> <p>ハ 応援体制</p> <p>災害の規模に応じて、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」((一社)日本ガス協会)に基づき、(一社)日本ガス協会への応援要請の措置をする。</p> <p>ニ 広報の実施</p> <p>被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。</p> <p>利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。</p> <p>(2) 県は、上記(1)の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関（特に（一社）宮城県LPガス協会）との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状況の復旧（カセットコンロの確保、液化石油ガスの提供等）について支援する。</p> <p>(3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。</p>			

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
90	<p>5 電信・電話施設</p> <p>—</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-27 の抜粋</p> <p>電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。</p> <p>1 応急対策の内容</p> <p>通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。</p> <p>(1) 非常用可搬型交換装置の出動</p> <p>(2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動</p> <p>(3) 移動電源車の出動</p> <p>(4) 応急ケーブルによる措置</p> <p>2 応急措置</p> <p>通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。</p> <p>(1) 最小限の通信の確保</p> <p>広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。</p> <p>(2) 災害時公衆電話の設置</p> <p>イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。</p> <p>ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。</p> <p>ハ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>(3) 回線の応急復旧</p> <p>電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>イ 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。</p> <p>ロ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p> <p>ハ 被災地に指定する地域及び期間において、災者が発信する災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。</p> </div>	90	<p>5 電信・電話施設</p> <p><u>【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／5 電信・電話施設】を準用する。(地-172)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
92	<p>第 28 節 農林水産業の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 農林水産業</td> <td>(略)</td> <td>いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>石巻地方農業共済組合</u>、 石巻市漁業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第 1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>石巻地方農業共済組合</u> 、 石巻市漁業協同組合	91	<p>第 28 節 農林水産業の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 農林水産業</td> <td>(略)</td> <td>いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>宮城県農業共済組合</u> <u>(旧: 石巻地方農業共済組合)</u>、石巻市漁業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第 2 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>宮城県農業共済組合</u> <u>(旧: 石巻地方農業共済組合)</u> 、石巻市漁業協同組合	関係機関の組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第 1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>石巻地方農業共済組合</u> 、 石巻市漁業協同組合														
項目	担当	関係機関														
第 2 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>宮城県農業共済組合</u> <u>(旧: 石巻地方農業共済組合)</u> 、石巻市漁業協同組合														
92	<p>第 1 農林水産業</p> <p>1 農業</p> <p><u>市は、県及び農業協同組合等と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、除塩・たん水対策、営農用資機材の確保、病害虫の予防、家畜伝染病の発生予防、死亡獣畜の処理、営農技術指導等を行う。</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-28 の抜粋</p> <p>第 5 農産物</p> <p>1 活動体制</p> <p><u>農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期するため、県は「宮城県農政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と密接な連絡のもとに災害対策を講じる。</u></p> <p>2 湿水対策</p> <p><u>地盤沈下等により湿水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。</u></p> <p>3 営農用資機材の確保</p> <p>(1) 営農機材</p> <p><u>県は、必要に応じて、農業機械化センター等が保有する農業機械の確保・使用について相互調整を行うとともに、営農機材の購入のあっせんを行う。</u></p> <p>(2) 営農用資材</p> <p>イ 県は、稻・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、(公社)みやぎ農業振興公社を指導するなど、安定供給のための対策を講じる。</p> <p>ロ 県は、肥料農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。</p> <p>第 6 畜産</p> <p>2 家畜伝染病の防止</p>	91	<p>第 1 農林水産業</p> <p>1 農業</p> <p><u>【地震災害対策編／第 2 章／第 27 節／第 1 / 1 農業】を準用する。(地-175)</u></p>	県地域防災計画変更の反映												

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>(1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。</p> <p>(2) <u>防止措置</u> 家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。</p> <p>イ 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置</p> <p>ロ 殺処分及び死体の焼却、埋却</p> <p>ハ 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒</p> <p>3 死亡獣畜の処理</p> <p>(1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。</p> <p>(2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。</p> <p>(3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。</p> <p>(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市町村が行い、市町村から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。</p>			
93	<p>2 林業</p> <p>市は、県及び石巻地区森林組合と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、危険箇所の応急措置、林産物についての技術指導を行う。</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-28の抜粋</p> <p>1 活動体制</p> <p>林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県水産林政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「水産林政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「水産林政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。</p> <p>(2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。</p>	91	<p>2 林業</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第27節／第1／2 林業】を準用する。(地-176)</p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
93	<p>3 水産業</p> <p><u>市は、県及び漁業協同組合等と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、災害応急対策についての指導・助言、資機材購入のあっせん等の支援を行う。</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-28 の抜粋</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。</p> <p>(2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて市町村、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。</p> <p>2 資機材の確保</p> <p>必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。</p> <p>3 応急技術対策</p> <p>災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。</p> <p>(1) 施設の早期修理と水産物の適正な生産管理の実施に努める。</p> <p>(2) 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める。</p> <p>(3) 補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、種苗の供給体制の整備を行う。</p>	91	<p>3 水産業</p> <p><u>【地震災害対策編／第2章／第27節／第1／3 水産業】を準用する。(地-176)</u></p>	県地域防災計画変更の反映																														
94	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 風評被害等の軽減</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 水防対策</td> <td>(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 土砂災害対策</td> <td>●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 空き家等の把握</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 風評被害等の軽減	(略)	(略)	第2 水防対策	(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)	第3 土砂災害対策	●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)	第4 空き家等の把握	(略)	(略)	92	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 風評被害等の軽減</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 水防対策</td> <td>(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 土砂災害対策</td> <td>●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 空き家等の把握</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 風評被害等の軽減	(略)	(略)	第2 水防対策	(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)	第3 土砂災害対策	●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)	第4 空き家等の把握	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																
第1 風評被害等の軽減	(略)	(略)																																
第2 水防対策	(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)																																
第3 土砂災害対策	●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)																																
第4 空き家等の把握	(略)	(略)																																
項目	担当	関係機関																																
第1 風評被害等の軽減	(略)	(略)																																
第2 水防対策	(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)																																
第3 土砂災害対策	●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)																																
第4 空き家等の把握	(略)	(略)																																

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
94	<p>第1 風評被害等の軽減 【地震災害対策編／第2章／第28節／第2 風評被害等の軽減】<u>と同様と</u>する。(地-164)</p> <p>第2 水防対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第3 水防対策】<u>と同様と</u>する。(地-164)</p> <p>第3 土砂災害対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第4 土砂災害対策】<u>と同様と</u>する。(地-164)</p> <p>第4 空き家等の把握 【地震災害対策編／第2章／第28節／第5 空き家等の把握】<u>と同様と</u>する。(地-165)</p>	92	<p>第1 風評被害等の軽減 【地震災害対策編／第2章／第28節／第2 風評被害等の軽減】<u>を準用</u>する。(地-178)</p> <p>第2 水防対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第3 水防対策】<u>を準用</u>する。(地-178)</p> <p>第3 土砂災害対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第4 土砂災害対策】<u>を準用</u>する。(地-178)</p> <p>第4 空き家等の把握 【地震災害対策編／第2章／第28節／第5 空き家等の把握】<u>を準用</u>する。(地-179)</p>	用語の統一
95	<p>第30節 応急公用負担等の実施 第1 応急公用負担の権限 【地震災害対策編／第2章／第29節／第1 応急公用負担の権限】<u>と同様と</u>する。(地-166)</p> <p>—</p> <p>第2 応急公用負担の措置 【地震災害対策編／第2章／第29節／第2 応急公用負担の措置】<u>と同様と</u>する。(地-167)</p>	93	<p>第30節 応急公用負担等の実施 第1 応急公用負担の権限 【地震災害対策編／第2章／第29節／第1 応急公用負担の権限】<u>を準用</u>する。(地-180)</p> <p><u>この場合において、同項中の記述「大規模地震災害時」を「大規模災害時」と読み替える。</u></p> <p>第2 応急公用負担の措置 【地震災害対策編／第2章／第29節／第2 応急公用負担の措置】<u>を準用</u>する。(地-181)</p>	用語の統一
96	<p>第31節 ボランティア活動 第1 ボランティアの活動拠点について 【地震災害対策編／第2章／第30節／第1 ボランティアの活動拠点について】<u>と同様と</u>する。(地-168)</p> <p>第2 専門性のあるボランティア活動について 【地震災害対策編／第2章／第30節／第2 専門性のあるボランティア活動について】<u>と同様と</u>する。(地-169)</p>	94	<p>第31節 ボランティア活動 第1 ボランティアの活動拠点について 【地震災害対策編／第2章／第30節／第1 ボランティアの活動拠点について】<u>を準用</u>する。(地-182)</p> <p>第2 専門性のあるボランティア活動について 【地震災害対策編／第2章／第30節／第2 専門性のあるボランティア活動について】<u>を準用</u>する。(地-183)</p>	用語の統一
97	<p>第32節 海外からの支援の受入れ 第1 海外からの救援活動の受入れ 【地震災害対策編／第2章／第31節／第1 海外からの救援活動の受入れ】<u>と同様と</u>する。(地-170)</p> <p>—</p>	95	<p>第32節 海外からの支援の受入れ 第1 海外からの救援活動の受入れ 【地震災害対策編／第2章／第31節／第1 海外からの救援活動の受入れ】<u>を準用</u>する。(地-184)</p> <p><u>この場合において、同項中の記述「大規模地震災害時」を「大規模災害時」と読み替える。</u></p>	用語の統一

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																																						
98	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td>危機対策課、地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課、</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1 流出油等事故対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 林野火災応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 危険物等災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 海上災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 航空災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6 鉄道災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7 道路災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目	担当	関係機関	(新設)	危機対策課、地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課、	(略)	第1 流出油等事故対策			第2 林野火災応急対策			第3 危険物等災害応急対策			第4 海上災害応急対策			第5 航空災害応急対策			第6 鉄道災害応急対策			第7 道路災害応急対策			96	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 火災応急対策</td> <td>危機対策課、地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課、<u>地域安全推進課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 流出油等事故対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 林野火災応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 危険物等災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 海上災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6 航空機災害応急対応</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7 鉄道災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8 道路災害応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 火災応急対策	危機対策課、地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課、 <u>地域安全推進課</u>	(略)	第2 流出油等事故対策			第3 林野火災応急対策			第4 危険物等災害応急対策			第5 海上災害応急対策			第6 航空機災害応急対応			第7 鉄道災害応急対策			第8 道路災害応急対策			県計画との整合 災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																																																								
(新設)	危機対策課、地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課、	(略)																																																								
第1 流出油等事故対策																																																										
第2 林野火災応急対策																																																										
第3 危険物等災害応急対策																																																										
第4 海上災害応急対策																																																										
第5 航空災害応急対策																																																										
第6 鉄道災害応急対策																																																										
第7 道路災害応急対策																																																										
項目	担当	関係機関																																																								
第1 火災応急対策	危機対策課、地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課、 <u>地域安全推進課</u>	(略)																																																								
第2 流出油等事故対策																																																										
第3 林野火災応急対策																																																										
第4 危険物等災害応急対策																																																										
第5 海上災害応急対策																																																										
第6 航空機災害応急対応																																																										
第7 鉄道災害応急対策																																																										
第8 道路災害応急対策																																																										
-	(新設)	96	<p>第1 火災応急対策</p> <p><u>【地震災害対策編／第2章／第9節 消火活動】を準用する。(地-119)</u></p> <p><u>この場合において、同項中の記述「地震」又は「地震による火災」を「火災」と読み替える。</u></p>	県地域防災計画変更の反映 項目番号の調整																																																						
98	第1 流出油等事故対策 (略)	96	第2 流出油等事故対策 (略)																																																							

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
98	<p>第<u>2</u> 林野火災応急対策 1～2 (略) 3 林野火災の防ぎよ</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋 (略) (1) (略) (2) 消防隊の編成及び出動区分 消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防<u>長等</u>」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。 (略) (3)～(7) (略) 4 (略) — 6 (略)</p>	97	<p>第<u>3</u> 林野火災応急対策 1～2 (略) 3 林野火災の防ぎよ</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋 (略) (1) (略) (2) 消防隊の編成及び出動区分 消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防<u>長等</u>」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。 (略) (3)～(7) (略) 4 (略) <u>5 (略)</u> 6 (略)</p>	項目番号の調整
100	<p>第<u>3</u> 危険物等災害応急対策 1 (略) 2 市民等への広報 市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、事故の情報の速やかな公表と流出危険物の種類を明らかにしその対応策を広報する。 また、対策の進捗情報を広報するとともに、市民等から数多く寄せられる問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制をとる。</p>	99	<p>第<u>4</u> 危険物等災害応急対策 1 (略) 2 市民等への広報 【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／1 市民等への広報】を準用する。(地-173)</p>	項目番号の調整 県計画との整合
101	<p>3 危険物施設</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</p> <p>(1) 陸上における消防機関の応急対策 石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。 イ 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 ロ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策</p>	99	<p>3 危険物施設</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／2 危険物施設】を準用する。(地-173)</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>ハ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動</p> <p>(2) 海上における応急対策</p> <p>危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>イ 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。</p> <p>ロ 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p>ハ 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。</p> <p>(3) 災害発生事業所等における応急対策</p> <p>イ 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに第二管区海上保安本部、所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。</p> <p>また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。</p> <p>ロ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。</p> <p>(イ) 大量油の排出があった場合</p> <p> a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。</p> <p> b 損傷箇所の修理、その他引き継ぎ油が排出されないよう防止するための措置をとる。</p> <p> c 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。</p> <p> d 排出された油の回収を行う。</p> <p> e 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。</p> <p> なお、油処理剤の使用については十分留意すること。</p> <p>(ロ) 危険物の排出があった場合</p> <p> a 損傷箇所の修理を行う。</p> <p> b 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。</p> <p> c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。</p> <p> d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。</p> <p> e 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。</p> <p> f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。</p> <p> g 消火準備を行う。</p>			

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>ハ 第二管区海上保安本部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。</p>			
102	<p>4 高圧ガス施設</p> <p>—</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33の抜粋</p> <p>(1) 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。</p> <p>(2) 県は、災害の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。</p> <p>(3) 県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるとときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。</p> <p>(4) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるとときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。</p>	99	<p>4 高圧ガス施設</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／3 高圧ガス施設】を準用する。(地-173)</p>	県計画との整合
102	<p>5 火薬類製造施設等</p> <p>—</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33の抜粋</p> <p>(1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。</p> <p>イ 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。</p> <p>ロ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。</p> <p>ハ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。</p> <p>(2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。</p> <p>県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。</p>	99	<p>5 火薬類製造施設等</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／4 火薬類製造施設等】を準用する。(地-174)</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p><u>なお、警察は、鉄砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱者等に対して、関係機関・団体と連携し、必要な指導助言を行う。</u></p> <p><u>(3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造、販売及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。</u></p>			
102	<p>6 毒物・劇物貯蔵施設</p> <p>—</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</p> <p>(1) 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。</p> <p>(2) 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。</p> <p>(3) 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。</p> <p>(4) 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。</p> <p>(5) 県は、災害による毒物劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害についての注意喚起を行う。</p>	99	<p>6 毒物 創物貯蔵施設</p> <p><u>【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／5 毒物劇物貯蔵施設】を準用する。</u></p> <p><u>(地-174)</u></p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
103	<p>7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置</p> <p>(1) 市の措置 ア～ウ (略)</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33の抜粋</p> <p><u>(新設)</u> (略) (1) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 県の措置 市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報<u>があった場合</u>は、直ちに国（総務省消防庁）へ通報するとともに、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。</p> <p>—</p> <p><u>10 放射線障害に対する医療体制</u></p> <p>(1) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。</p> <p>(2) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が必要となるため、当該医療機関に協力依頼等の措置を講じる。</p> <p><u>11 環境モニタリング</u> (略)</p> <p><u>12 情報連絡通信及び広報</u> (略)</p>	99	<p>7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置</p> <p>(1) 市の措置 ア～ウ (略)</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33の抜粋</p> <p><u>7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置</u> (略) (1) (略) <u>(2) 市町村の措置</u> <u>放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた市町村は、県へ事故等の発生について、直ちに通報するとともに、放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 県の措置 市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報<u>を受けた県</u>は、直ちに国（総務省消防庁）へ通報するとともに、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。</p> <p><u>8、9 略</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>10 環境モニタリング</u> (略)</p> <p><u>11 情報連絡通信及び広報</u> (略)</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																	
104	<p>第<u>4</u> 海上災害応急対策 1～2 (略) 3 第二管区海上保安本部の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> </tr> <tr> <td>ロ 海難救助等</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊<u>一</u>を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその捜索救助を行う。</td> </tr> <tr> <td>(ロ)～(ハ) (略)</td> </tr> <tr> <td>ハ～チ (略)</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋	イ (略)	ロ 海難救助等	—	(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊 <u>一</u> を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその捜索救助を行う。	(ロ)～(ハ) (略)	ハ～チ (略)	4 (略)	100	<p>第<u>5</u> 海上災害応急対策 1～2 (略) 3 第二管区海上保安本部の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> </tr> <tr> <td>ロ 海難救助等</td> </tr> <tr> <td>海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めるにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊<u>等</u>を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその捜索救助を行う。</td> </tr> <tr> <td>(ロ)～(ハ) (略)</td> </tr> <tr> <td>ハ～チ (略)</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋	イ (略)	ロ 海難救助等	海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めるにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。	(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊 <u>等</u> を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその捜索救助を行う。	(ロ)～(ハ) (略)	ハ～チ (略)	4 (略)	103	項目番号の調整 県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋																					
イ (略)																					
ロ 海難救助等																					
—																					
(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊 <u>一</u> を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその捜索救助を行う。																					
(ロ)～(ハ) (略)																					
ハ～チ (略)																					
4 (略)																					
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋																					
イ (略)																					
ロ 海難救助等																					
海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めるにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。																					
(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊 <u>等</u> を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその捜索救助を行う。																					
(ロ)～(ハ) (略)																					
ハ～チ (略)																					
4 (略)																					
107	<p>第<u>5</u> 航空機災害応急対応</p> <p>1 目的 (略) なお、具体的な応急対応については、航空法<u>一</u>に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</td> </tr> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(6)～(8) (略)</td> </tr> </table> <p>第<u>6</u> 鉄道災害応急対策 (略)</p> <p>第<u>7</u> 道路災害応急対策 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋	(1)～(4) (略)	—	(6)～(8) (略)	103	<p>第<u>6</u> 航空機災害応急対応</p> <p>1 目的 (略) なお、具体的な応急対応については、航空法<u>等</u>に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</td> </tr> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>(6)～(8) (略)</td> </tr> </table> <p>第<u>7</u> 鉄道災害応急対策 (略)</p> <p>第<u>8</u> 道路災害応急対策 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋	(1)～(4) (略)	(5) (略)	(6)～(8) (略)	105 106	項目番号の調整								
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋																					
(1)～(4) (略)																					
—																					
(6)～(8) (略)																					
※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋																					
(1)～(4) (略)																					
(5) (略)																					
(6)～(8) (略)																					

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
111	<p>第3章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 災害復旧・復興方針の決定等</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第1 災害復旧・復興方針の決定等】<u>と同様と</u>する。(地-171)</p> <p>第2 災害復旧計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第2 災害復旧計画】<u>と同様と</u>する。(地-171)</p> <p>第3 災害復興計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第3 災害復興計画】<u>と同様と</u>する。(地-173)</p>	109	<p>第3章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 灾害復旧・復興方針の決定等</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第1 灾害復旧・復興方針の決定等】<u>を準用</u>する。(地-185)</p> <p>第2 災害復旧計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第2 災害復旧計画】<u>を準用</u>する。(地-185)</p> <p>第3 灾害復興計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第3 灾害復興計画】<u>を準用</u>する。(地-187)</p>	用語の統一
112	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第1 被災者の生活確保】<u>と同様と</u>する。(地-175)</p> <p>第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行】<u>と同様と</u>する。(地-177)</p>	110	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第1 被災者の生活確保】<u>を準用</u>する。(地-189)</p> <p>第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行】<u>を準用</u>する。(地-191)</p>	用語の統一
113	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第1 住宅復旧支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第3節／第1 住宅復旧支援】<u>と同様と</u>する。(地-179)</p>	111	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第1 住宅復旧支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第3節／第1 住宅復旧支援】<u>を準用</u>する。(地-193)</p>	用語の統一
114	<p>第4節 産業復興支援</p> <p>第1 産業復興支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第4節／第1 産業復興支援】<u>と同様と</u>する。(地-180)</p>	112	<p>第4節 産業復興支援</p> <p>第1 産業復興支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第4節／第1 産業復興支援】<u>を準用</u>する。(地-194)</p>	用語の統一
115	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p>第1 都市基盤の復興対策</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第5節／第1 都市基盤の復興対策】<u>と同様と</u>する。(地-181)</p>	113	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p>第1 都市基盤の復興対策</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第5節／第1 都市基盤の復興対策】<u>を準用</u>する。(地-195)</p>	用語の統一
116	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p> <p>第1 義援金の受入れ、配分</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第6節／第1 義援金の受入れ、配分】<u>と同様と</u>する。(地-183)</p>	114	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p> <p>第1 義援金の受入れ、配分</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第6節／第1 義援金の受入れ、配分】<u>を準用</u>する。(地-197)</p>	用語の統一
117	<p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>第1 激甚災害の調査</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第7節／第1 激甚災害の調査】<u>と同様と</u>する。(地-184)</p> <p>第2 激甚災害の手続</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第7節／第2 激甚災害の手続】<u>と同様と</u>する。(地-184)</p>	115	<p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>第1 激甚災害の調査</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第7節／第1 激甚災害の調査】<u>を準用</u>する。(地-198)</p> <p>第2 激甚災害の手続</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第7節／第2 激甚災害の手続】<u>を準用</u>する。(地-198)</p>	用語の統一

石巻市地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
118	<p>第8節 災害対応の検証</p> <p>第1 検証の実施</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第8節／第1 検証の実施】<u>と同様と</u>する。(地-185)</p> <p>第2 検証結果の反映</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第8節／第2 検証結果の反映】<u>と同様と</u>する。(地-186)</p>	116	<p>第8節 災害対応の検証</p> <p>第1 検証の実施</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第8節／第1 検証の実施】<u>を準用</u>する。(地-199)</p> <p>第2 検証結果の反映</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第8節／第2 検証結果の反映】<u>を準用</u>する。(地-200)</p>	用語の統一